

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 3 年 3 月

佐倉市、酒々井町清掃組合

目 次

1. 計画の概要.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 計画の位置付け.....	1
1.3 計画の作成期間.....	2
1.4 計画期間.....	3
1.5 広域的取り組みの推進.....	3
2. 地域の特性.....	3
2.1 地理的・地形的特性.....	3
2.1.1 位置.....	3
2.1.2 地勢、地質.....	4
2.1.3 土地利用（都市計画）.....	5
2.1.4 開発計画.....	5
2.1.5 交通.....	5
2.2 気象特性.....	6
2.3 人口及び世帯数.....	7
2.3.1 人口及び世帯数の推移.....	7
2.3.2 年齢構成.....	9
2.4 産 業.....	10
2.4.1 事業所.....	10
2.4.2 農業.....	10
2.4.3 工業.....	10
2.4.4 商業.....	11
2.5 財政力（一般会計、清掃事業費等）.....	11
2.6 佐倉市及び酒々井町の総合計画等上位計画.....	13
3. ごみ処理等の現状.....	16
3.1 処理実績等.....	16
3.1.1 処理フロー.....	16
3.1.2 発生量の推移.....	17
3.1.3 原単位の推移.....	30
3.1.4 ごみの性状.....	30
3.1.5 ごみ処理経費.....	32
3.2 収集運搬.....	34
3.2.1 収集区域.....	34
3.2.2 収集形態.....	34
3.2.3 収集方式.....	35
3.2.4 収集・運搬量.....	35
3.3 中間処理.....	35

目 次

3.4	最終処分	37
3.5	その他の動向等（ごみ処理行政の動向）	38
3.5.1	国・県の動向	38
3.5.2	関係市町の動向	39
3.5.3	ごみ処理技術の動向	41
4.	ごみ処理の評価	43
4.1	国の目標値を基準とした比較による評価	43
4.2	全国、千葉県、類似団体平均値を基準とした比較による評価	43
4.2.1	ごみ原単位	43
4.2.2	リサイクル率	43
4.2.3	最終処分率	43
4.2.4	処理経費	43
5.	ごみ処理に関する課題の抽出・整理	45
5.1	発生抑制・資源化に関する課題	45
5.2	収集・運搬に関する課題	45
5.3	処理・処分に関する課題	45
5.3.1	処理に関する課題	45
5.3.2	処分に関する課題	45
6.	計画策定の基礎事項	46
6.1	基本方針	46
6.2	ごみ処理に関する課題への施策	46
6.2.1	佐倉市	46
6.2.2	酒々井町	47
6.2.3	組合	47
6.3	達成目標	47
6.3.1	廃棄物の排出抑制	47
6.3.2	資源化・熱エネルギーの活用	47
6.3.3	最終処分量の低減	47
6.4	目標年次	48
7.	ごみの発生量及び処理量の見込み	49
7.1	ごみ排出量の将来推計	49
7.1.1	人口の将来予測	49
7.1.2	ごみ排出量の将来推計（現況排出状況時）	50
7.1.3	ごみ発生量の将来推計（排出抑制目標達成時）	53
7.2	ごみ処理量の見込み	56
7.2.1	現況排出時の処理量の見込み	56
7.2.2	排出抑制時の処理量の見込み	56

目 次

8. ごみの処理主体	57
9. ごみ処理計画	57
9.1 排出抑制・再資源化計画	57
9.1.1 廃棄物の排出抑制	57
9.1.2 資源化・熱エネルギーの活用	57
9.1.3 最終処分量の低減	57
9.2 収集・運搬計画	58
9.2.1 収集・運搬量	58
9.3 中間処理計画	58
9.3.1 中間処理に関する目標	58
9.3.2 中間処理の方法	59
9.3.3 中間処理対象量	59
9.4 最終処分計画	60
9.4.1 最終処分に関する目標	60
9.4.2 最終処分の方法	60
9.4.3 最終処分量	60

1. 計画の概要

1.1 目的

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。循環型社会形成推進基本計画では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030（SDGs）アジェンダが採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）が定められました。

千葉県では、「第9次千葉県廃棄物処理計画（平成28年3月）」を策定し、基本方針である「県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にす持続可能な循環型社会を築きます。」、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図ります。」の実現を目指し、廃棄物等の発生抑制、循環的利用などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進しています。

こうした中、佐倉市、酒々井町清掃組合（以下「組合」という。）を構成する佐倉市及び酒々井町では、「一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）」をそれぞれ策定し、循環型社会の形成を推進しています。また、組合についても、「一般廃棄物処理基本計画（平成26年2月策定）（以下「前計画」という。）」を策定し、ごみの適正処理、環境保全、さらに循環型社会の実現のため資源の有効利用を盛り込んだ施設を整備・拡充し対応を図ってきています。

そのため、佐倉市及び酒々井町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りつつ、前計画の見直しを行い、長期的、総合的な視点から将来の目標、基本方針、具体的施策を定めることとします。

1.2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画という。）」は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、佐倉市及び酒々井町の総合計画に定めている計画事項のうち、一般廃棄物（ごみ）処理行政における事項を具体化するための施策

方針を示すものです。

本計画の策定にあたっては、平成28年9月に改訂された環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」や関係法令等に準拠し、国や千葉県の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ、佐倉市及び酒々井町の総合計画や一般廃棄物処理基本計画等にも十分配慮した計画とします。

本計画の位置付け及び他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

1.3 計画の作成期間

自：令和2年7月2日

至：令和3年3月31日

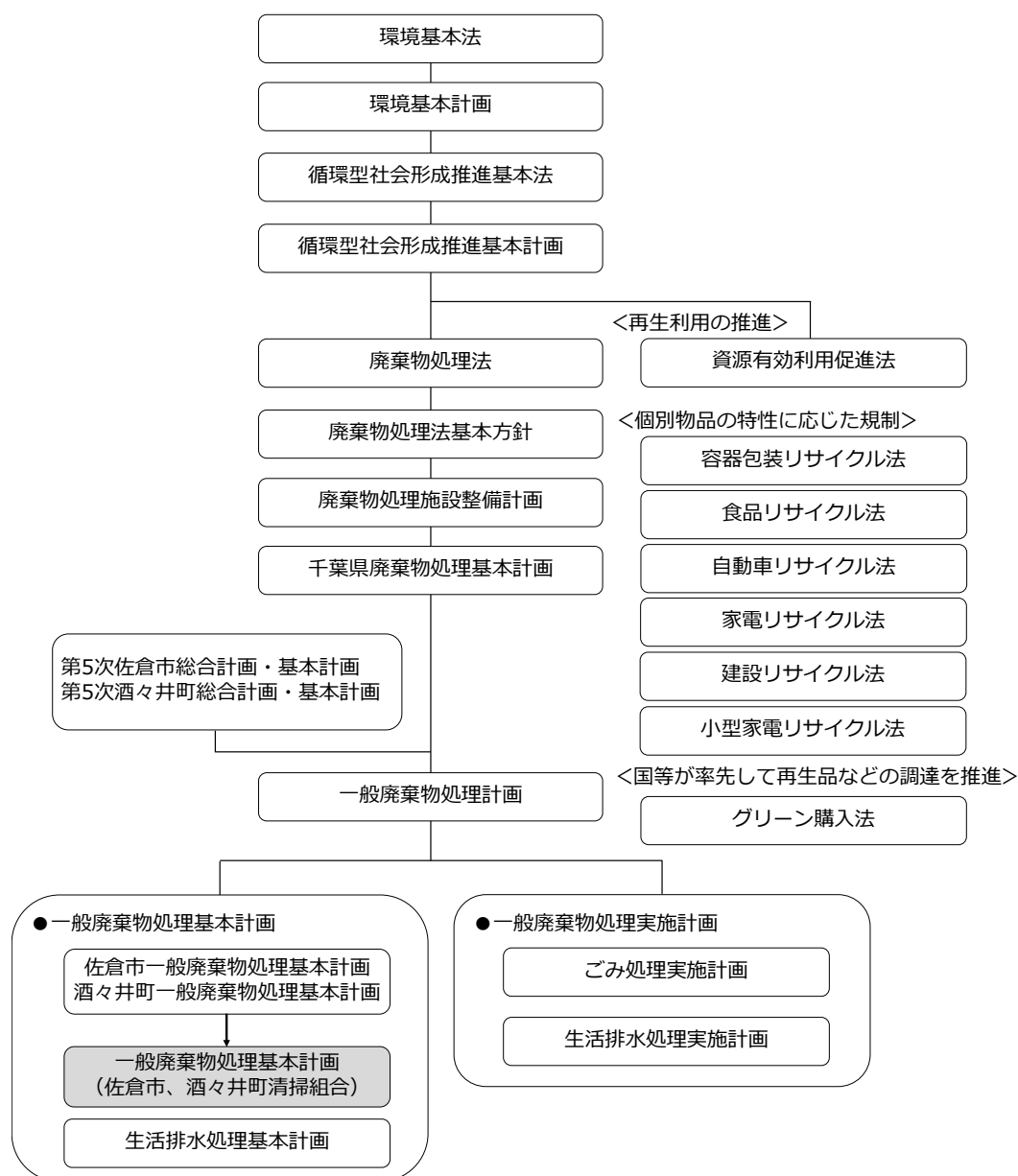


図1-3-1 計画の位置付け及び他の計画との関係

1.4 計画期間

基本計画の計画期間は、初年度を令和3年度とし、目標年度は10年後の令和12年度とします。

初年度：令和3年度

目標年度：令和12年度

1.5 広域的取り組みの推進

組合を構成する佐倉市及び酒々井町は、昭和41年から1市1町での広域処理を実施し、現在まで継続しています。千葉県は、平成12年に千葉県ごみ処理広域化計画を策定していますが、佐倉市及び酒々井町は、当時すでに1市1町で組合を設立してごみ焼却施設を保有していたことから、佐倉市及び酒々井町1市1町での広域処理を進めてきました。今後も同様に1市1町での広域処理を進めていくものとします。

2. 地域の特性

2.1 地理的・地形的特性

2.1.1 位置

組合を構成する佐倉市及び酒々井町は、千葉県の北部北総台地に位置し、県都千葉市には佐倉市の南縁部で隣接しています。

本地域の面積は122.70 km²であり、千葉県全体の2.4%を占めています。(図 2-1-1)

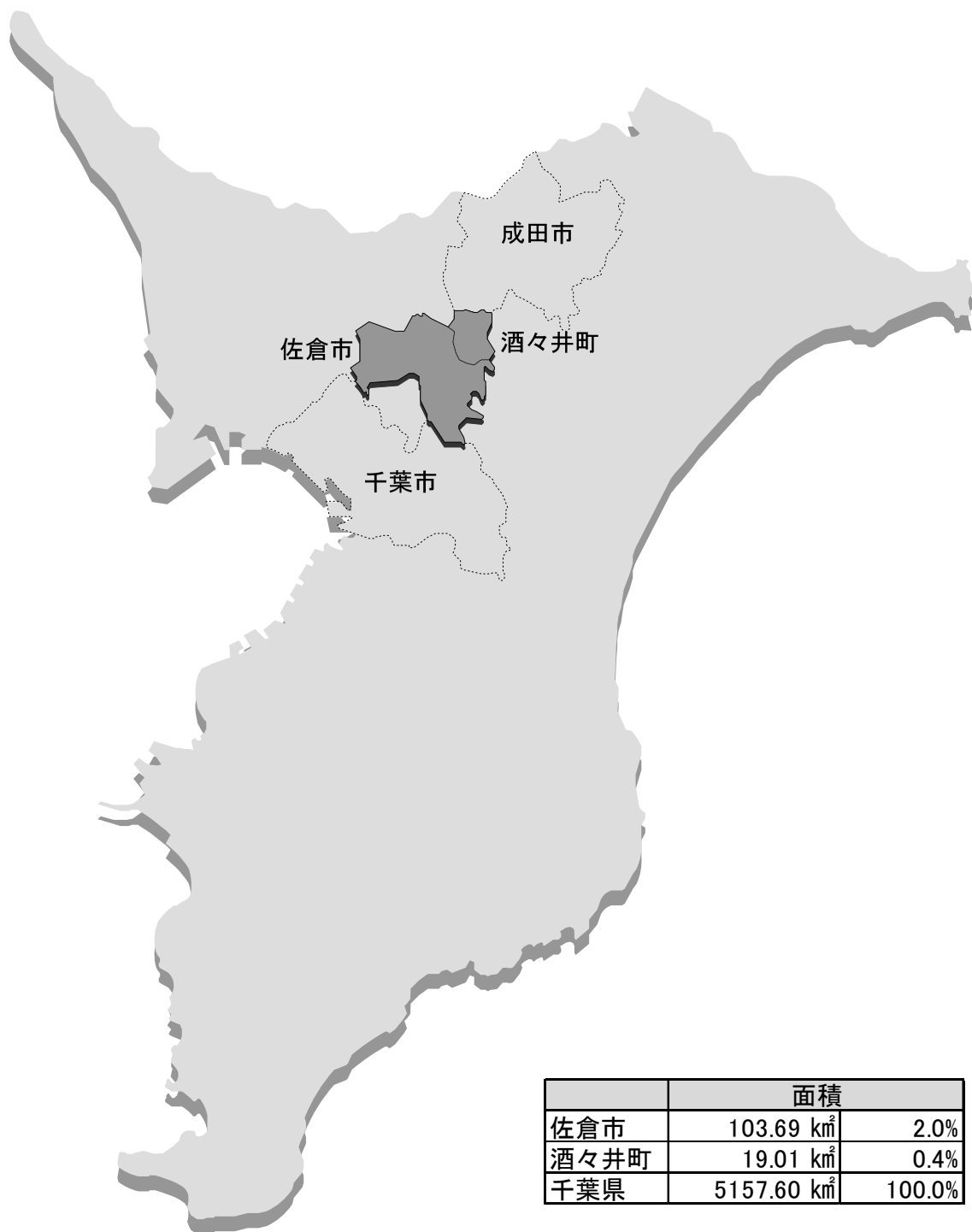


図 2-1-1 位置図

2.1.2 地勢、地質

佐倉市及び酒々井町は「両総台地」あるいは「北総台地」と称される千葉県北部の広範囲に標高 20～50m の高さで広がる比較的平坦な丘陵地域に属しており、面積は佐倉市 103.69km²、酒々井町 19.01km² の合計 122.70km² を有しています。

この地域の地質は、新生代第 4 紀洪積世の時代の堆積物で、成田層と呼ばれる砂質土層を主体とした地層が分布し、台地では上位に富士火山活動に由来する関東ローム層が堆積しています。

2.1.3 土地利用（都市計画）

佐倉市及び酒々井町の土地利用計画は表 2-1-1 に示すとおり、佐倉市、酒々井町ともに行政区域の全域を都市計画区域としており、佐倉市では約 23%、酒々井町では約 19% を市街化区域としています。

また、民有地の土地利用状況を地目別民有地面積で見ると、宅地は平成 21 年に対し平成 30 年では、佐倉市で約 5.3%、酒々井町では約 11.6%増加し、田、畑、山林などは減少し、宅地化と農業離れが進行していることがわかります。

表 2-1-1 都市計画面積

区 分	都市計画区域	面 積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	合計
佐倉市	行政区域の全域	2,424	7,935	10,359
酒々井町	同上	367	1,535	1,902

表 2-1-2 地目別民有地面積

(単位:m²)

項 目	佐倉市		酒々井町	
	H21	H30	H21	H30
田	19,471	18,916	3,586	3,375
畑	13,750	13,035	3,168	2,447
宅地	19,199	20,215	2,753	3,072
池沼	125	125	21	68
山林	17,182	16,508	4,239	3,704
原野	1,434	1,375	528	453
雑種地	6,397	7,233	1,065	1,824
その他	26,032	26,283	3,660	4,067
計	103,590	103,690	19,020	19,010

※1 資料：千葉県統計年鑑（各年 1 月 1 日現在）

2.1.4 開発計画

佐倉市は、平成 26 年度以降で以下のとおり地区計画を決定し、住みよいまちへの計画・誘導を進めています。なお、酒々井町では平成 26 年度以降に新規の地区計画の決定はありません。

- ・白銀地区 37.2ha 平成 28 年 3 月
- ・ユーカリが丘駅北地区 4.3ha 平成 30 年 12 月
- ・高崎地区 20.2ha 平成 31 年 4 月

2.1.5 交通

京成電鉄本線、JR 総武線本線・成田線が佐倉市及び酒々井町を横断しています。佐倉市は都心まで約 60 分、成田空港と千葉へはそれぞれ約 20 分の距離にあります。酒々

井町は、都心まで約 90 分、成田空港へは約 10 分、千葉へは約 20 分の距離にあります。また、佐倉市内には新交通システム(モノレール)によるユーカリが丘線が運航し、バス路線とともに各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

一方、道路は東関東自動車道と国道 51 号が佐倉市の南部から酒々井町の北東に走り、国道 296 号が両市を横断する主要な生活道路となっています。



図 2-1-2 交通図

2.2 気象特性

佐倉市及び酒々井町を含む千葉県北部は、夏は高温多湿、冬は晴天が続き乾燥した北西風が吹く太平洋側気候区に属しています。

気象庁の測定による過去 10 年間（平成 22 年から平成 31 年）の気象概況は表 2-2-1 に示すとおりです。平均年間気温は 15.1℃（最高気温 36.5℃、最低気温−6.2℃）、平均年間降水量は 1,507.3 mm、最多風向は北北東となっています。

表 2-2-1 過去 10 年間の気象概況

区分 年次	気温(°C)			風速(m/秒)	風向	降水量(mm)	
	最高気温	最低気温	平均	平均	最多	年間	1日最大
H22	36.6	-6.1	15.4	2.6	北北東	1,723.5	100.0
H23	36.5	-7.6	15.0	2.6	北北東	1,358.5	129.0
H24	36.2	-6.6	14.5	2.4	北北東	1,424.5	57.5
H25	37.8	-5.8	15.2	2.6	北北東	1,455.5	226.5
H26	35.9	-5.9	14.8	2.4	北北東	1,555.5	94.5
H27	36.6	-4.9	15.3	2.5	北北東	1,513.0	102.5
H28	36.2	-5.9	15.4	2.4	北北東	1,551.5	98.5
H29	35.7	-7.0	14.7	2.4	北北東	1,413.5	108.5
H30	37.6	-5.9	15.7	2.7	北北東	1,284.5	55.5
H31	35.9	-5.9	15.4	2.4	北北東	1,793.0	248.0
平均	36.5	-6.2	15.1	2.5	-	1,507.3	122.1

※1 資料：気象庁 HP（地点：佐倉）

2.3 人口及び世帯数

2.3.1 人口及び世帯数の推移

過去 10 年間（平成 22 年度から令和元年度）の人口及び世帯数の推移は、表 2-3-1、図 2-3-1 及び図 2-3-2 に示すとおりです。

人口については、佐倉市及び酒々井町ともに減少傾向で推移しており、平成 22 年度から令和元年度にかけて、佐倉市は約 2,800 人、酒々井町は約 800 人減少しています。

一方、世帯数については、佐倉市及び酒々井町ともに増加傾向で推移しており、平成 22 年度から令和元年度にかけて、佐倉市は約 7,400 世帯、酒々井町は約 800 世帯増加しています。

表 2-3-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口(人)			世帯数(世帯)		
	佐倉市	酒々井町	合計	佐倉市	酒々井町	合計
H22	178,103	21,522	199,625	70,635	9,024	79,659
H23	178,185	21,522	199,707	71,377	9,141	80,518
H24	178,028	21,416	199,444	72,105	9,247	81,352
H25	177,575	21,482	199,057	72,681	9,428	82,109
H26	177,618	21,438	199,056	74,405	9,527	83,932
H27	177,112	21,238	198,350	75,157	9,563	84,720
H28	176,836	21,144	197,980	75,871	9,609	85,480
H29	176,300	21,010	197,310	76,459	9,714	86,173
H30	175,904	20,918	196,822	77,217	9,866	87,083
R1	175,279	20,741	196,020	78,077	9,849	87,926

※1 佐倉市：住民基本台帳（各年度9月末）

※2 酒々井町：住民基本台帳（各年度10月1日）

※3 外国人を含む。ただし、佐倉市の平成22～25年度までの世帯数には含まない。

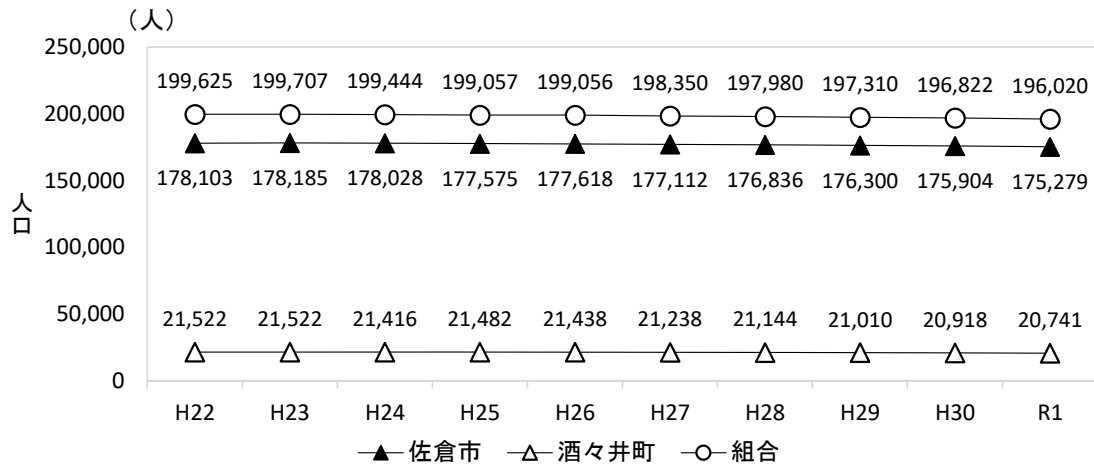


図 2-3-1 人口の推移

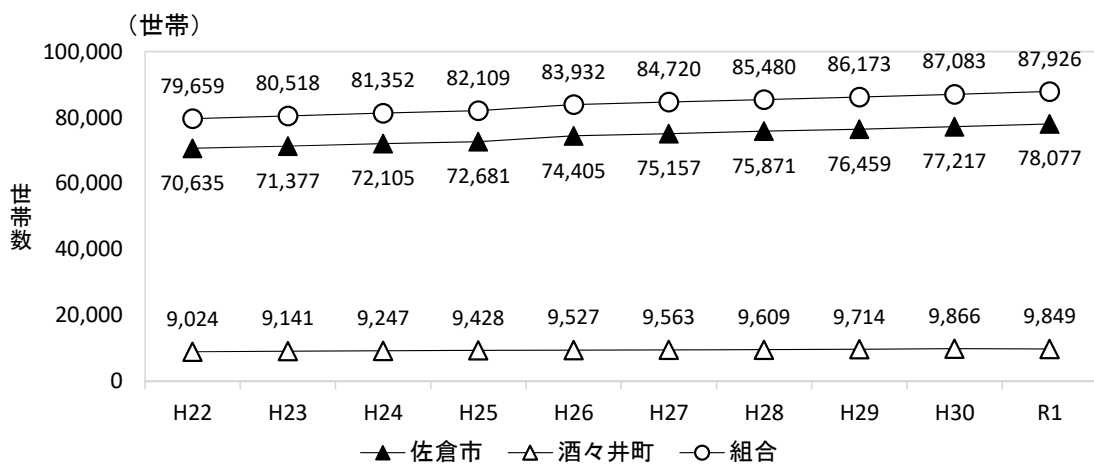
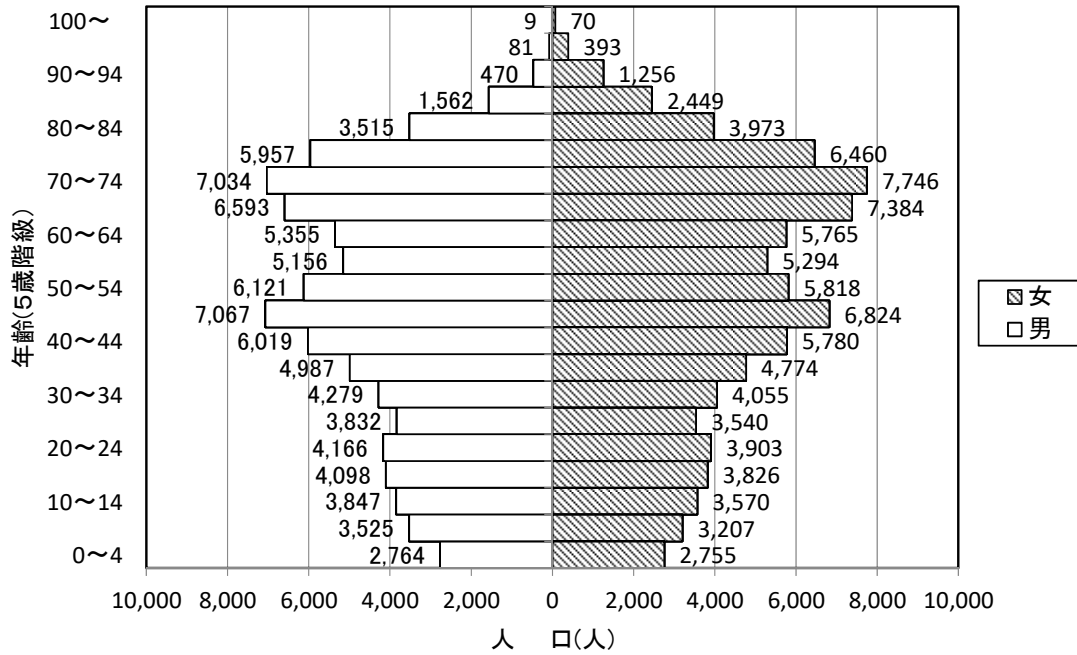


図 2-3-2 世帯数の推移

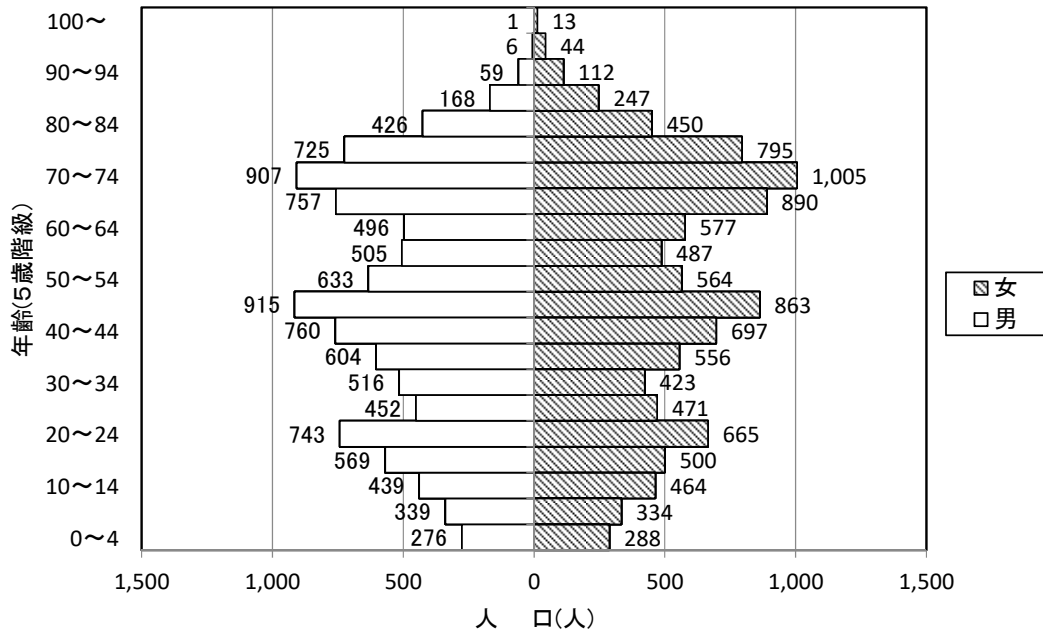
2.3.2 年齢構成

年齢（5歳階級）別、男女別人口の人口は、図2-3-3及び図2-3-4に示すとおりです。
65歳以上の高齢化人口の割合は、佐倉市で約31%、酒々井町で約32%となっています。



※1 令和元年9月30日現在

図2-3-3 佐倉市年齢（5歳階級）別、男女別人口（令和元年度）



※1 令和元年10月1日現在

図2-3-4 酒々井町年齢（5歳階級）別、男女別人口（令和元年度）

2.4 産 業

2.4.1 事業所

佐倉市及び酒々井町の過去 11 年間（平成 18 年から平成 28 年）の事業所数及び従業員数の推移は表 2-4-1 に示すとおりです。佐倉市及び酒々井町の事業所数、従業員数ともに、平成 24 年に一度減少していますが、全体的には増加傾向を示しております。

表 2-4-1 事業所数及び従業員数の推移

区分	佐倉市		酒々井町	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
H18	4,180	42,085	537	4,442
H21	4,677	48,567	602	5,433
H24	4,411	47,650	589	4,892
H26	4,551	49,848	688	6,176
H28	4,381	49,722	709	6,189

※1 資料：千葉県統計年鑑

※2 民間のみ（国、地方公共団体は除く）

2.4.2 農業

佐倉市、酒々井町ともに農業離れの傾向が続いており、農家数、農家従事者数ともに減少しています。（表 2-4-2）

表 2-4-2 農家数、農家人口、耕地の推移

項 目	佐倉市				酒々井町				
	H12	H17	H22	H27	H12	H17	H22	H27	
農家数	総 数	1,462	1,182	1,006	827	296	258	225	193
	専 業	228	234	221	199	45	46	45	45
	第1種兼業	152	145	203	161	55	34	30	27
	第2種兼業	1,082	803	582	467	196	178	150	121
農業従事者数	総 数	4,560	3,223	2,678	1,090	939	706	608	235
	男	2,486	1,785	1,471	619	508	405	337	133
	女	2,074	1,438	1,207	471	431	301	271	102

※1 資料：千葉県統計年鑑「農林業センサス結果概要」

2.4.3 工業

佐倉市及び酒々井町の過去 10 年間（平成 20 年から平成 29 年）の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移は表 2-4-3 に示すとおりです。佐倉市及び酒々井町共に、事業所数は増減しながら緩やかに減少している傾向を示しているのに対し、従業員数は期間の途中で減少したのちに増加し、佐倉市では 8,000 人強、酒々井町では 1,000 人弱となっています。製造品出荷額等の傾向も従業員数と同様です。

表 2-4-3 工業の推移

年次	佐倉市			酒々井町		
	事業所数	従業員数	製造品出荷額等(万円)	事業所数	従業員数	製造品出荷額等(万円)
H20	147	7,833	34,164,499	19	985	1,618,218
H21	134	8,100	31,036,576	18	1003	1,365,017
H22	123	7,659	23,548,892	16	1191	1,578,622
H23	131	6,928	25,420,920	17	282	1,032,779
H24	118	7,553	23,388,962	18	1047	1,385,814
H25	120	7,708	25,345,701	15	309	986,126
H26	118	7,390	26,784,315	15	289	1,188,133
H27	130	7,612	28,070,092	13	320	1,271,105
H28	121	8,341	30,983,658	15	974	1,497,618
H29	115	8,263	31,545,989	14	959	1,652,185

※1 資料：千葉県統計年鑑「工場統計調査」

※2 従業員4人以上の事業所の数値を示し、H20～H24は12月31日現在、H25～H29は6月1日現在

2.4.4 商業

佐倉市及び酒々井町の過去13年間（平成14年から平成26年）の商店数、従業員数及び年間商品販売額の推移は表2-4-4に示すとおりです。佐倉市では、商店数、従業員数は減少の傾向にありますが、年間商品販売額はほぼ横ばいです。酒々井町では、商店数、従業員数、年間商品販売額のいずれも特段の傾向はありません。

表 2-4-4 商業の推移（飲食店は除く）

年次	佐倉市			酒々井町		
	商店数	従業員数	年間商品販売額(万円)	商店数	従業員数	年間商品販売額(万円)
H14	1,271	9,990	18,753,897	160	1,466	2,601,915
H16	1,173	9,045	17,608,778	153	1,216	2,160,719
H19	1,091	9,124	18,638,736	146	1,375	2,819,455
H24	809	7,095	17,310,458	112	1,070	2,153,817
H26	843	7,572	19,760,999	151	1,295	2,647,226

※1 資料：千葉県統計年鑑「商業統計調査」

※2 H14～H24は6月1日現在、26年は7月1日現在

2.5 財政力（一般会計、清掃事業費等）

組合の歳入と歳出は概ね14億円であり、平成28年度から平成30年度については、基幹的設備改良工事があったため多額となっています。

佐倉市及び酒々井町の負担金は、平成27年度までは減少してきていますが、平成28年度以降は基幹的設備改良工事により増加しています。佐倉市及び酒々井町の歳出に占める負担金割合は2%弱となっています。（表2-5-1、図2-5-1）

表 2-5-1 佐倉市及び酒々井町の負担金及び組合の歳入・歳出

(単位：千円)

年度	佐倉市			酒々井町			組 合			
	歳 出	清掃組合 負担金	負担金 比率 (%)	歳 出	清掃組合 負担金	負担金 比率 (%)	歳 入	歳 出	市・町 負担金	負担金 比率 (%)
H21	40,369,994	799,000	2.0	5,667,248	100,281	1.8	1,509,959	1,478,536	899,281	59.6
H22	41,071,620	770,407	1.9	6,378,049	98,100	1.5	1,396,753	1,344,580	868,507	62.2
H23	41,137,161	747,604	1.8	5,746,167	93,993	1.6	1,370,975	1,310,251	841,597	61.4
H24	41,264,152	747,722	1.8	6,052,999	93,629	1.5	1,372,235	1,295,284	841,351	61.3
H25	43,733,183	746,390	1.7	6,008,167	93,598	1.6	1,491,655	1,446,854	839,988	56.3
H26	45,466,120	734,375	1.6	5,920,631	93,487	1.6	1,426,481	1,403,224	827,862	58.0
H27	46,665,215	719,848	1.5	6,220,114	93,480	1.5	1,364,899	1,346,741	813,328	59.6
H28	45,720,847	836,113	1.8	6,113,424	109,368	1.8	2,364,207	2,301,061	945,481	40.0
H29	46,348,504	807,817	1.7	6,291,778	106,699	1.7	3,671,791	3,604,448	914,516	24.9
H30	46,777,930	791,923	1.7	6,232,495	103,561	1.7	3,102,109	2,972,850	895,484	28.9

※1 歳入、歳出等は、千円未満切捨

※2 佐倉市及び酒々井町の歳出は目的別

※3 組合の歳入には、佐倉市及び酒々井町の負担金のほか国・県支出金、ごみ処理手数料財政調整基金繰入金、組合債などを含む。

※4 負担金比率は、佐倉市及び酒々井町では歳出に占める比率を、また、組合では歳入に占める比率を示す。

※5 組合の歳入は、H28～H30 は基幹的設備改良工事のため多額となっている。

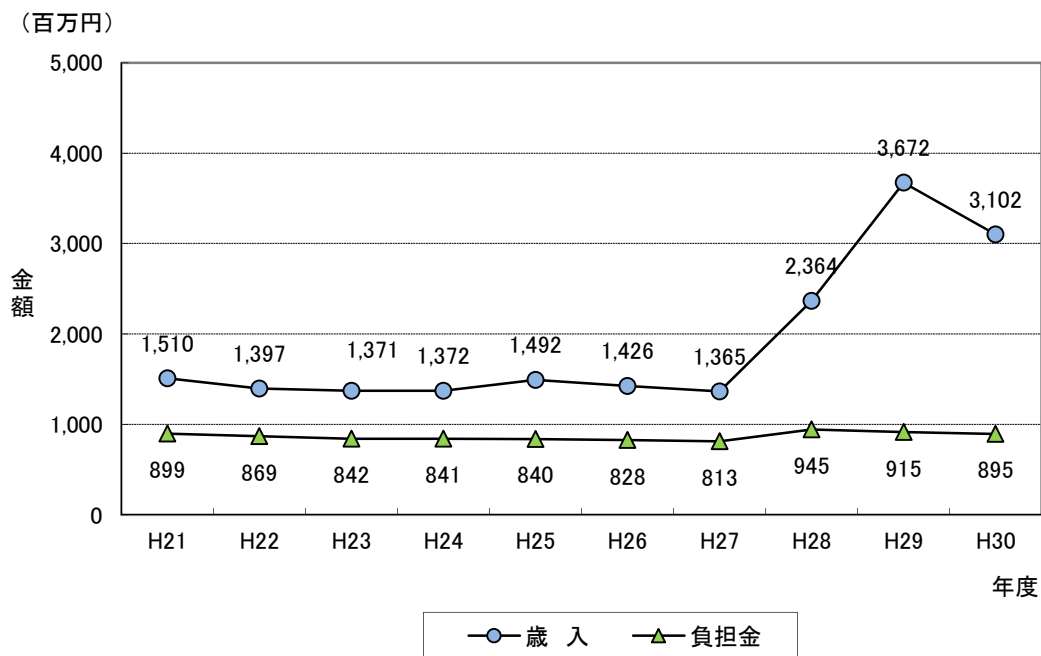


図 2-5-1 組合の歳入及び負担金

2.6 佐倉市及び酒々井町の総合計画等上位計画

組合の基本計画に係る佐倉市、酒々井町の上位計画は、「第5次佐倉市総合計画 基本構想」が令和13年(2031年)、「第5次酒々井町総合計画 基本構想」が令和3年(2021年)を目標年としています。

佐倉市の「第5次佐倉市総合計画 基本構想」の計画期間は、令和2年度から令和13年度までの12年間で、現在は、その実現のための「前期基本計画」の期間中です。

「基本構想」及び「基本計画(前期・中期・後期)」では、人口については令和13年の基準ケースで159,108人、出生率改善ケースで170,576人となっています。またごみ処理に関連する事項では、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進し、不法投棄の防止と地域における環境美化活動の支援、公共の場における意識向上などの方針が示されています。

第5次佐倉市総合計画 基本構想

1.計画の期間

令和2年度(2020年度)～令和13年度(2031年度)

2.人口・基準ケース :159,108人

・出生率改善ケース :170,576人

3.将来都市像

笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

4.まちづくりの基本方針

① ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち

(福祉・健康・子育て)

② 人と自然が調和した安心して暮らせるまち

(都市基盤・住環境)

③ 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち

(産業・観光・文化)

④ 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち

(教育)

⑤ 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち

(市民参加・自治体運営)

第5次佐倉市総合計画 基本計画(前期・中期・後期)

1.計画の期間

前期 令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)

中期 令和6年度(2024年度)～令和9年度(2027年度)

後期 令和10年度(2028年度)～令和13年度(2031年度)

2.環境保全

- ①豊かな自然環境を保全します
- ②ごみの減量化・資源化を推進します
- ③生活環境の保全を図ります
- ④地球温暖化対策を推進します

また、酒々井町では、平成24年度より令和3年度までの10年間を計画期間とした「第5次総合計画」を策定し、現在は、その実現のための「前期基本計画」の期間中です。

「基本構想」及び「基本計画(前期・後期)」では、人口については令和3年で23,000人、また、ごみ処理に関連する事項では、ごみの減量化・資源化の促進、収集処理体制の整備、ごみ処理施設の整備などの方針が示されています。

第5次酒々井町総合計画 基本構想

1.計画の期間

平成24年度(2012年度)～令和3年度(2021年度)

2.人口 23,000人

3.将来都市像

「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」

4.まちづくりの基本目標

① 健康福祉

～子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくり～

② 教育文化

～豊かな心を育み歴史を活かした文化創造のまちづくり～

③ 生活環境

～いつも安全で安心して快適に暮らせるまちづくり～

④ 都市基盤

～生活機能の整った歩いて暮らせるまちづくり～

⑤ 産業経済

～にぎわいと活力にみちた魅力あるまちづくり～

⑥ 地域社会と行財政

～町民と共に築く心がかよう持続可能なまちづくり～

第5次酒々井町総合計画 基本計画（前期・後期）

1. 計画の期間

前期 平成24年度（2012年度）～平成28年度（2016年度）

後期 平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）

2. いつも安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

1) ごみ処理

(1) 減量化・資源化の促進

①資源循環型社会の構築に向け、分別収集計画に基づき、ごみの減量化・資源化を促進します。

②再生可能なエネルギーとして、バイオマス、チップ等の検討を進めます。

(2) 収集処理体制の整備

①ごみの多様化や排出量の抑制を図るため、分別収集の徹底とごみ処理経費の抑制を図り、収集の見直しを検討します。

(3) 処理施設の整備

①組合構成団体とともに計画的なごみ処理施設の整備を図ります。

3. ごみ処理等の現状

3.1 処理実績等

3.1.1 処理フロー

組合のごみ処理は、収集・運搬を佐倉市及び酒々井町が行い、中間処理及び最終処分を組合が主体となって行っています。令和元年度のごみ処理フローは、図 3-1-1 に示すとおりです。

年間 60,988 t の排出量のうち、87%の 53,141 t は佐倉市から、13%の 7,847 t は酒々井町から排出されています。

ごみの種類別では、可燃ごみ 48,106 t (79%)、不燃ごみ 869 t (1%)、粗大ごみ 4,224 t (7%)、資源ごみ 3,619 t (6%) となっています。また、佐倉市及び酒々井町が行っている集団回収による資源物は 4,170 t (7%) となっています。

可燃ごみは粗大ごみ処理施設の可燃物残渣と併せて焼却施設にて焼却し、焼却灰を資源化しています。また、焼却の余熱利用として発電 (16,057MWH) および園芸施設への蒸気の供給、酒々井コミュニティプラザへの給湯を行っています。収集可燃ごみ中の草・木の一部は堆肥化の処理委託を行いました。放射性物質の影響によるものであり、今後も継続して行うものではありません。

不燃ごみと粗大ごみ及び資源ごみのビン・カンは中間処理し、可燃物、不燃物、有価物に選別しています。

焼却施設からの不燃物及び飛灰は、処理委託をしています。

資源化物は、廃乾電池、廃蛍光管及び組合へ搬入されない容器包装廃棄物等の直接資源化物が 67 t、鉄、アルミなどの中間処理後再生利用量が 6,969 t で、これに集団回収による資源物 4,170 t を加えると、合計 11,206 t となりごみ排出量に対する資源化率は 18%となります。

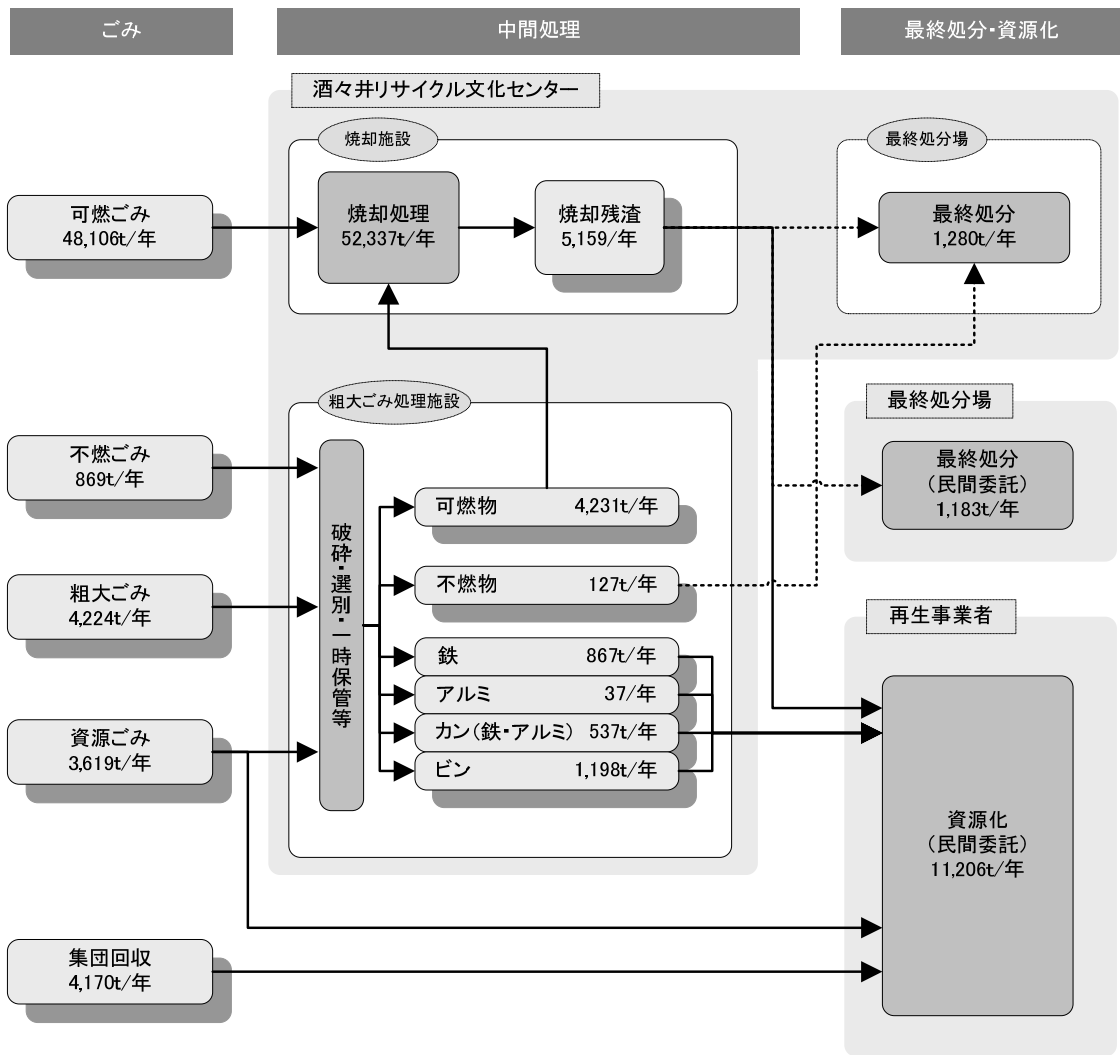


図 3-1-1 令和元年度のごみ処理状況フロー

3.1.2 発生量の推移

過去 5 年間のごみ排出量の実績は以下に示すとおりです。ただし令和元年度については、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風による災害廃棄物の発生の影響を受けています。

1) 佐倉市

(1) ごみ排出量

佐倉市のごみは、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所からの「事業系ごみ」及び「集団回収」の三つの排出原に大別されます。ごみ排出量の排出原別の推移は図 3-1-2 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、排出量計は 613 t の減少となっています。排出原別では、事業系ごみが 1,255 t の増加しており、家庭系ごみは 759 t、集団回収ごみは 1,109 t 減少しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて家庭ごみは 1,564 t、事業系ごみは 694 t 増加しており、排出量計は 1,873 t 増加しています。

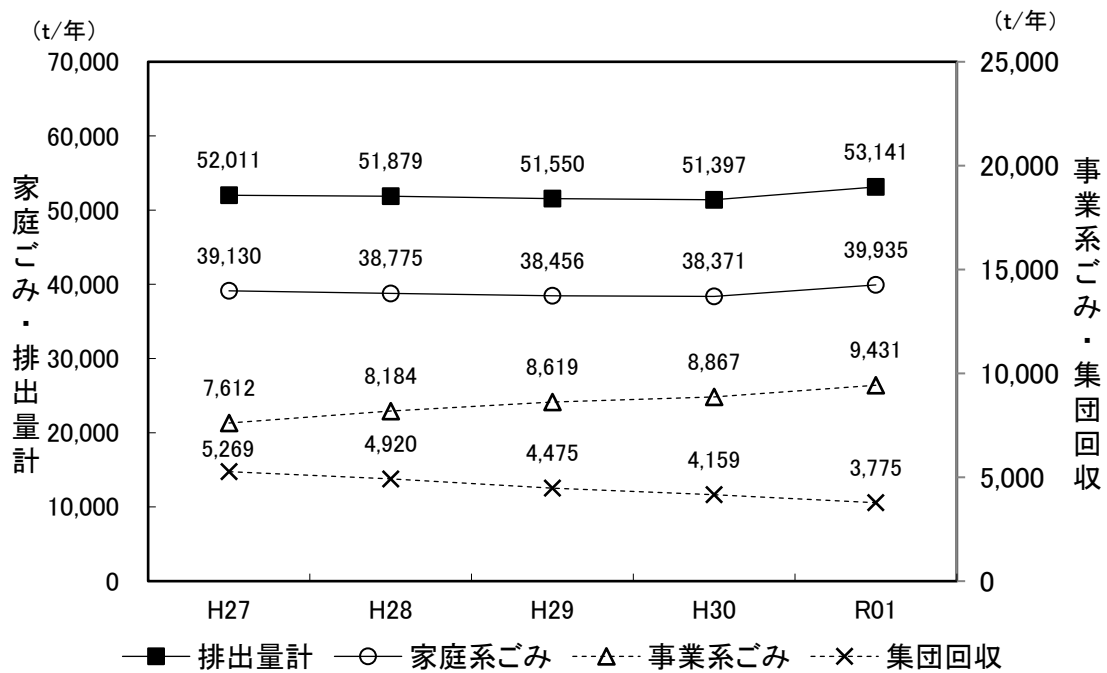


図 3-1-2 佐倉市ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の排出原別の推移は図 3-1-3 に示すとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）では全体的に減少傾向を示しており、排出量計は 759 t 減少しています。排出原別では、可燃ごみは 272 t、不燃ごみは 99 t、粗大ごみは 199 t、資源物は 189 t 減少しています。

令和元年度は災害廃棄物の発生により全体的に増加しており、特に粗大ごみの増加率が高く、平成 30 年度に比べて 1,132 t 増加しています。

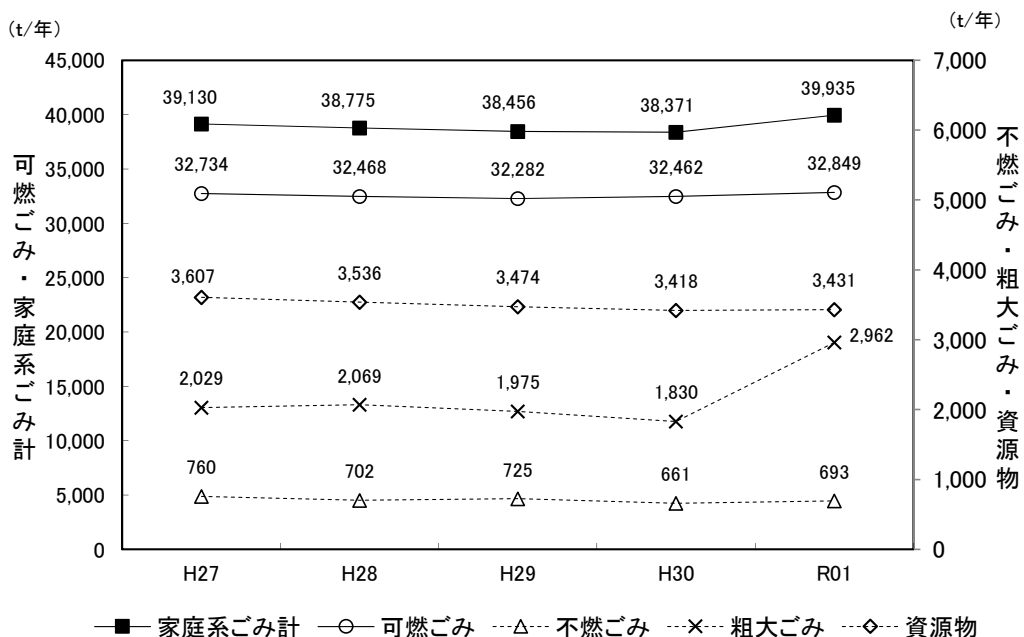


図 3-1-3 佐倉市家庭系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は図 3-1-4 に示すとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で可燃ごみは 1,309 t 増加しており、粗大ごみは減少傾向で推移し、54 t 減少しています。不燃ごみの排出量は 0 t となっています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて、可燃ごみは 541 t、粗大ごみは 23 t 増加しています。

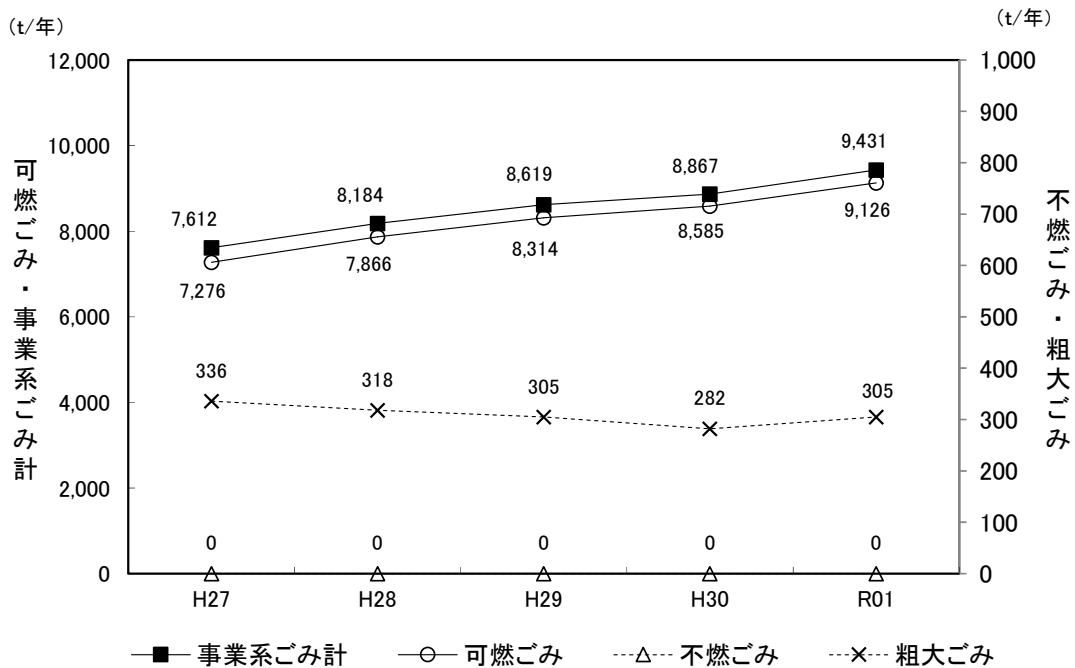


図 3-1-4 佐倉市事業系ごみ排出量の推移

(2) ごみ原単位

ごみ原単位は、ごみの排出量を住民 1 人一日当たりの排出量として表したものです。佐倉市のごみ原単位の推移は図 3-1-5 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で家庭系ごみは 6 g/人・日、集団回収は 16 g/人・日 減少しています。事業系ごみは年々増加しており、4 年間で 21 g/人・日 増加しています。

令和元年度は、平成 30 年度に比べて集団回収は 6 g/人・日 減少しており、家庭系ごみは 25 g/人・日、事業系ごみは 9 g/人・日 増加し、全体として 28 g/人・日 増加しています。

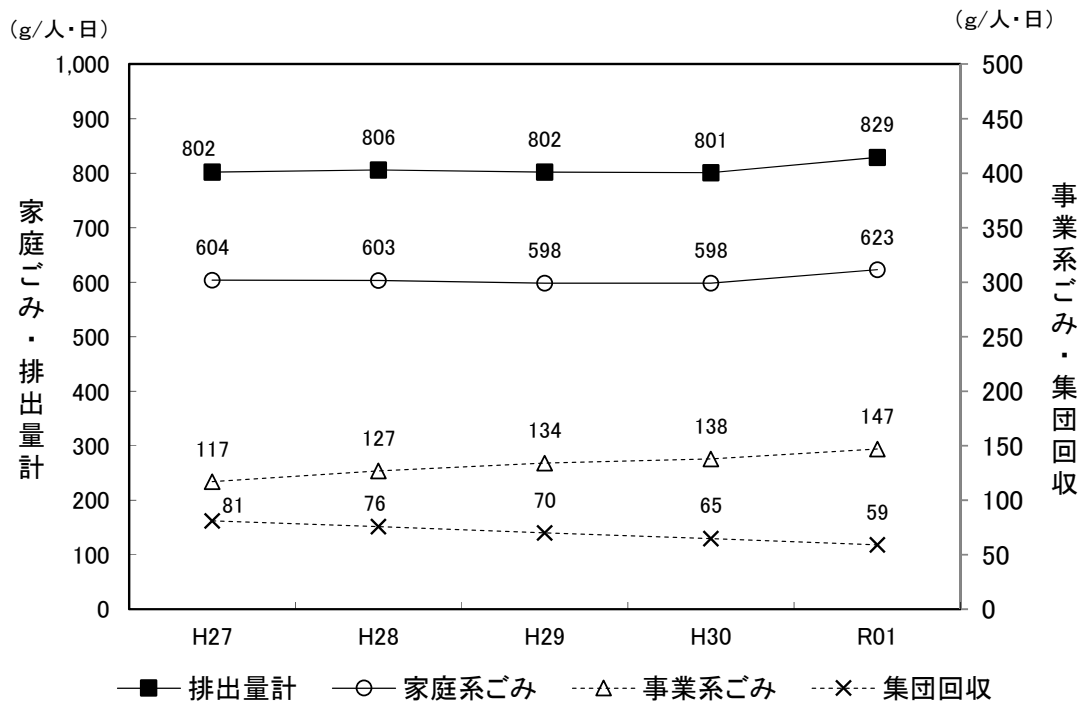
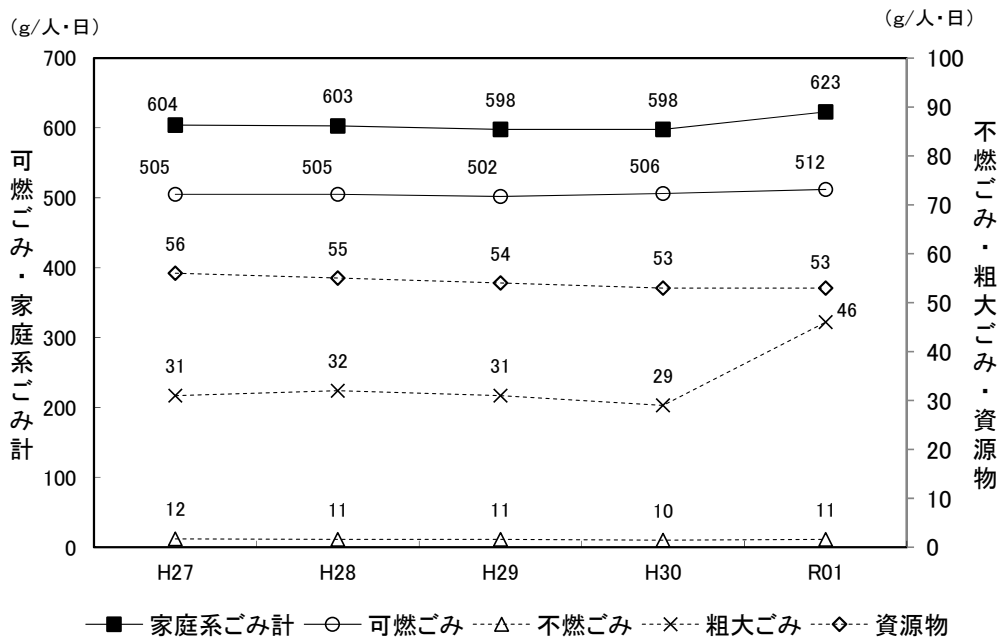


図 3-1-5 佐倉市ごみ原単位の推移

家庭系ごみの原単位の排出原別の推移は図 3-1-6 のとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、可燃ごみはほぼ横ばいで推移しています。不燃ごみ及び粗大ごみは減少傾向を示し、いずれも 2 g/人・日減少しています。資源物については 3 g/人・日減少しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて全体的に増加しており、増加量は粗大ごみが最も多く、17 g/人・日増加しています。



※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

図 3-1-6 佐倉市家庭系ごみ原単位の推移

事業系ごみ原単位の推移は図 3-1-7 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で事業系ごみは増加傾向で推移しています。増加傾向は主に可燃ごみによるもので、可燃ごみは 22 g/人・日 増加しています。粗大ごみはほぼ横ばいで推移しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて、可燃ごみが 8 g/人・日、粗大ごみが 1 g/人・日 増加しています。

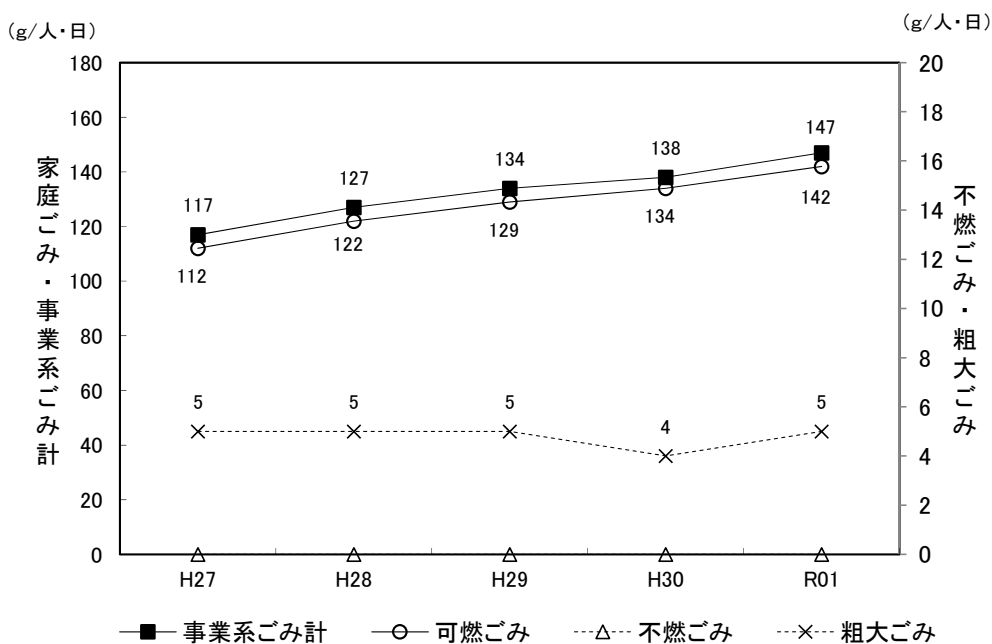


図 3-1-7 佐倉市事業系ごみ原単位の推移

2) 酒々井町

(1) ごみ排出量

酒々井町についても、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」及び「集団回収」の三つの排出原に大別されます。ごみ排出量の推移は、図 3-1-8 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、排出量計は 355 t 減少しています。排出原別では、家庭系ごみ及び集団回収は減少傾向を示し、家庭系ごみは 217 t、集団回収は 170 t の減少となっています。事業系ごみは、全体的に増加傾向を示しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて家庭系ごみは 130 t、事業系ごみは 533 t 増加しています。

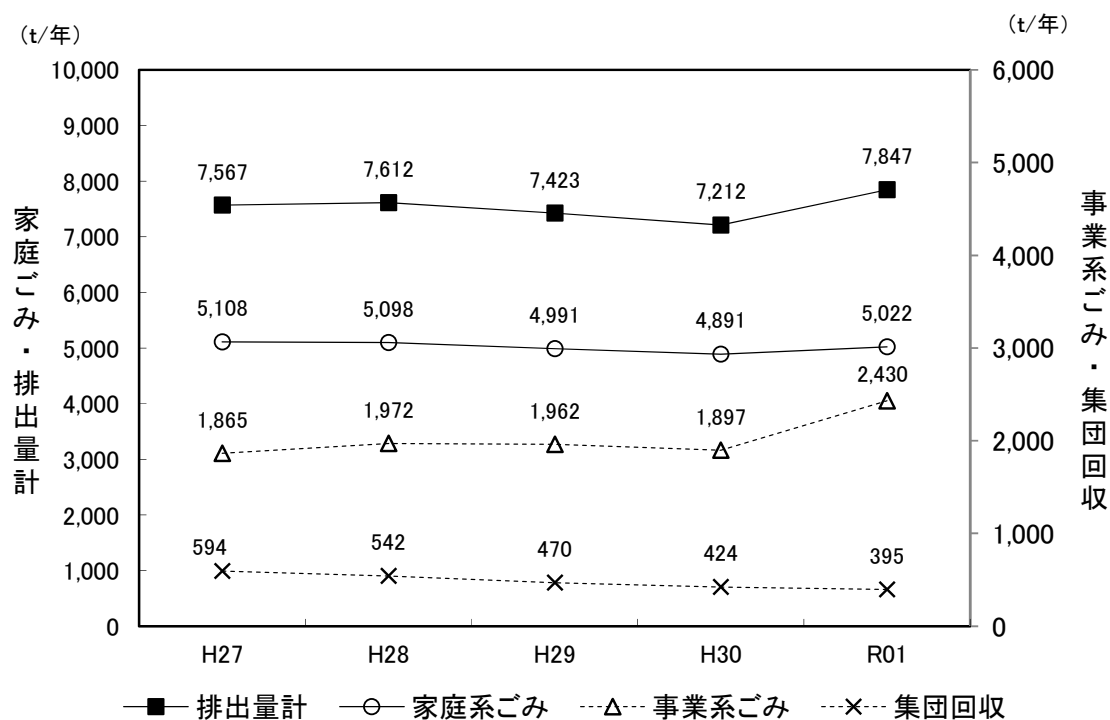


図 3-1-8 酒々井町ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の排出原別の推移は図 3-1-9 に示すとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、可燃ごみは 246 t の減少となっています。不燃ごみ及び資源物も同様の傾向を示しており、いずれも 23 t 減少しています。粗大ごみは、全体的に増加傾向を示し、75 t 増加しています。

令和元年度は、平成 30 年度に比べて、可燃ごみが 71 t、不燃ごみが 16 t、粗大ごみが 52 t 増加しており、資源物については 9 t 減少しています。

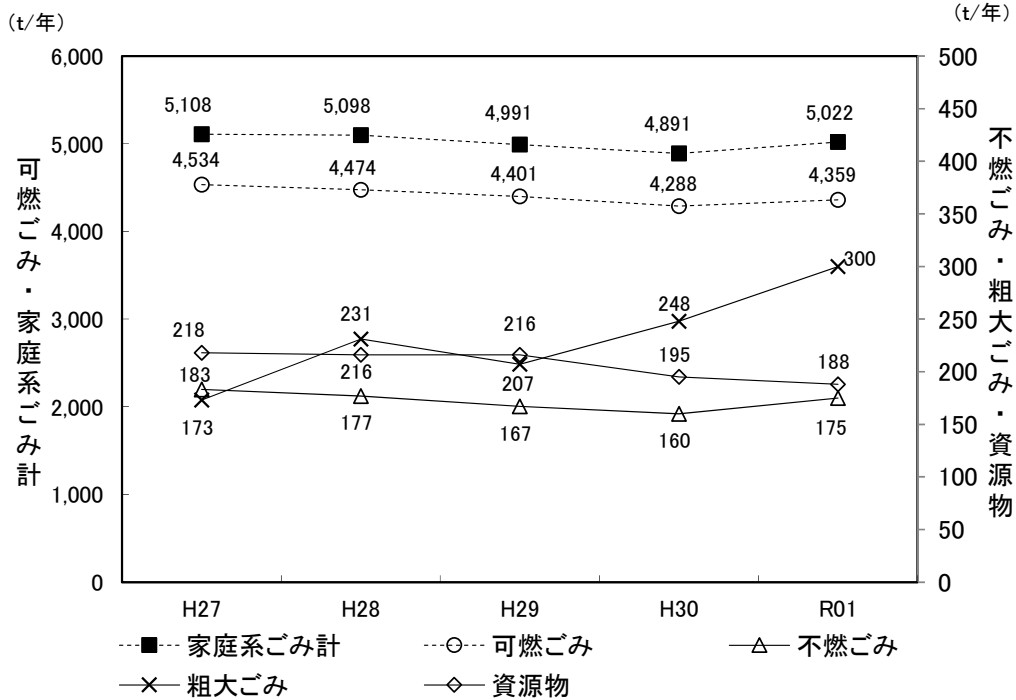


図 3-1-9 酒々井町家庭系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は図 3-1-10 に示すとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、可燃ごみは増加傾向で推移し、105 t 増加しています。不燃ごみはほぼ横ばいで推移しており、粗大ごみは 74 t 減少しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて可燃ごみは 140 t、粗大ごみは 394 t 増加しています。

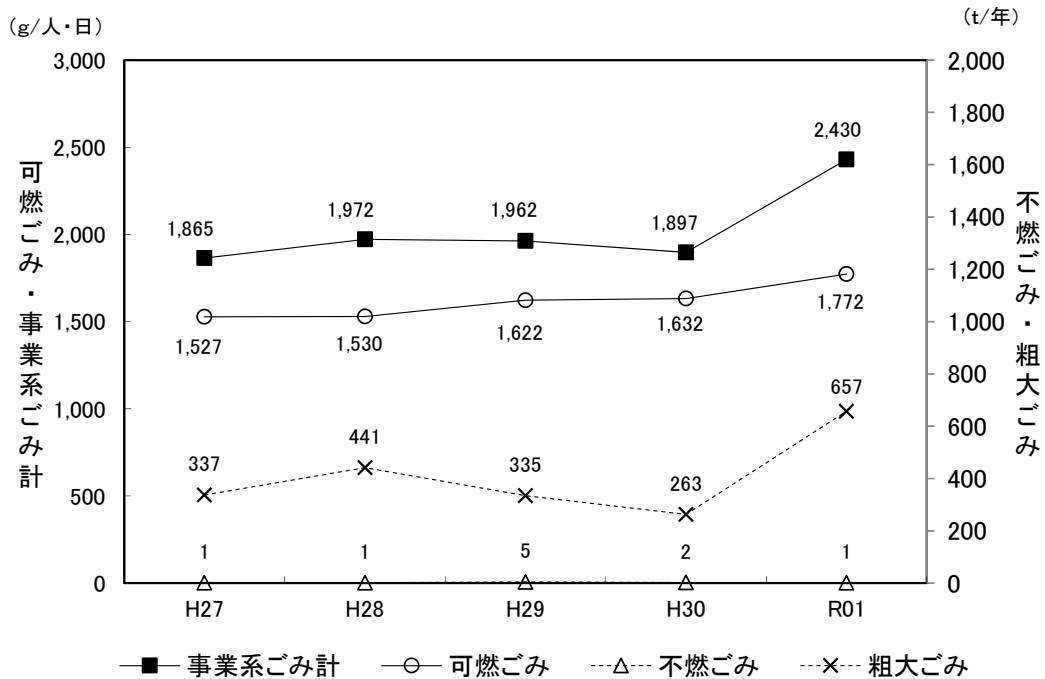


図 3-1-10 酒々井町事業系ごみ排出量の推移

(2) ごみ原単位

酒々井町のごみ原単位の推移は図 3-1-11 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、家庭系ごみは減少傾向で推移し、16 g/人・日 減少しています。事業系ごみは横ばいで推移し、集団回収は家庭系ごみと同様減少傾向で推移し、20 g/人・日の減少となっています。

令和元年度は事業系ごみの増加が特に多く、平成 30 年度に比べて 72 g/人・日 増加し、排出量計は 88 g/人・日 増加しています。

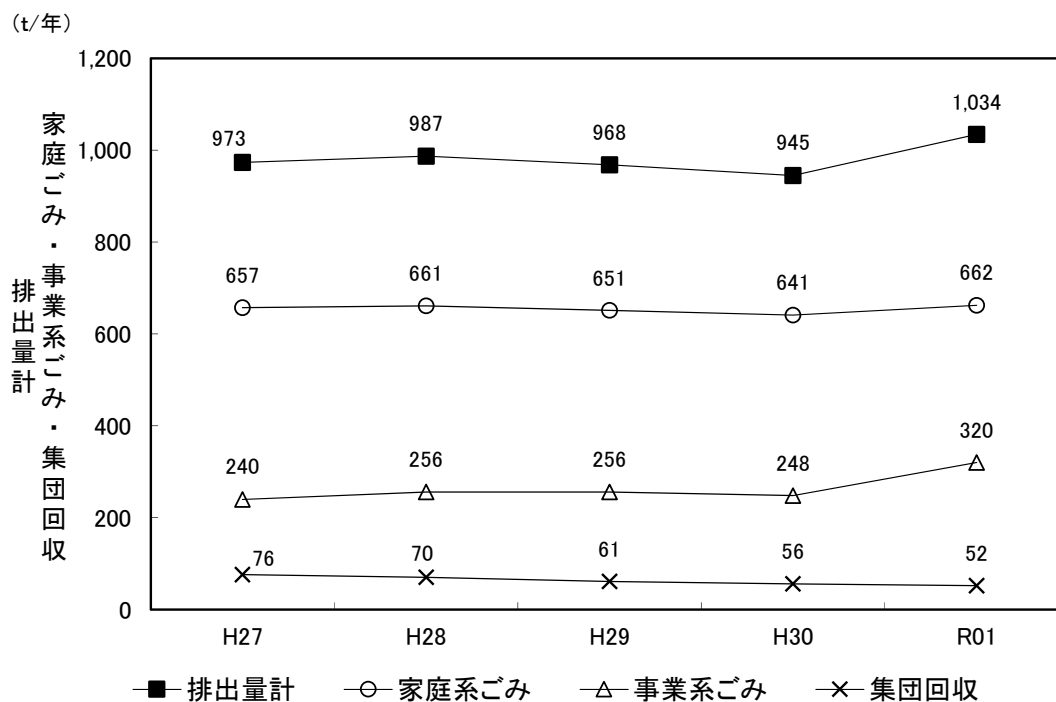


図 3-1-11 酒々井町ごみ原単位の推移

家庭系ごみ原単位の排出原別の推移は図 3-1-12 に示すとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、可燃ごみは 21 g/人・日 減少し、不燃ごみと資源物はほぼ横ばいで推移しています。粗大ごみは、全体的に増加傾向で推移し、10 g/人・日 増加しています。

令和元年度は、平成 30 年度に比べて可燃ごみが 12 g/人・日、不燃ごみが 2 g/人・日、粗大ごみは 8 g/人・日 増加しています。

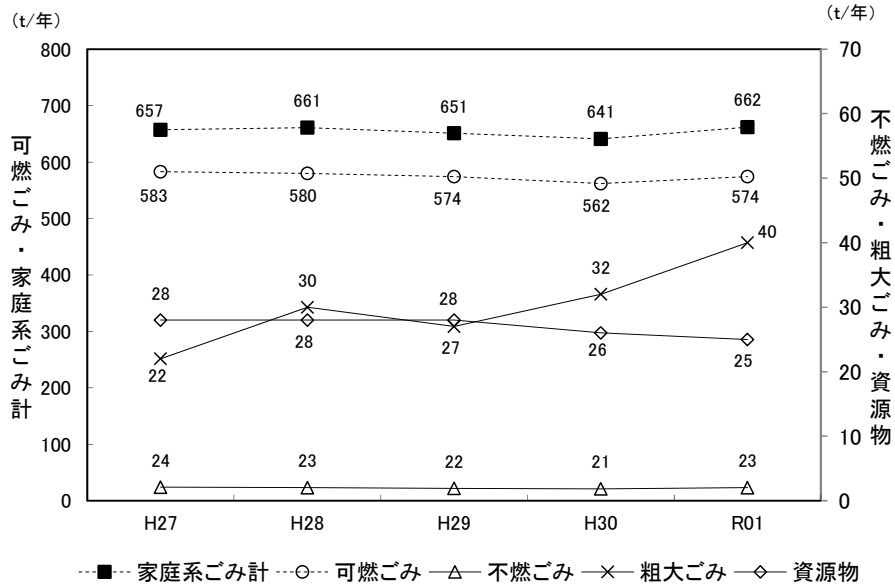
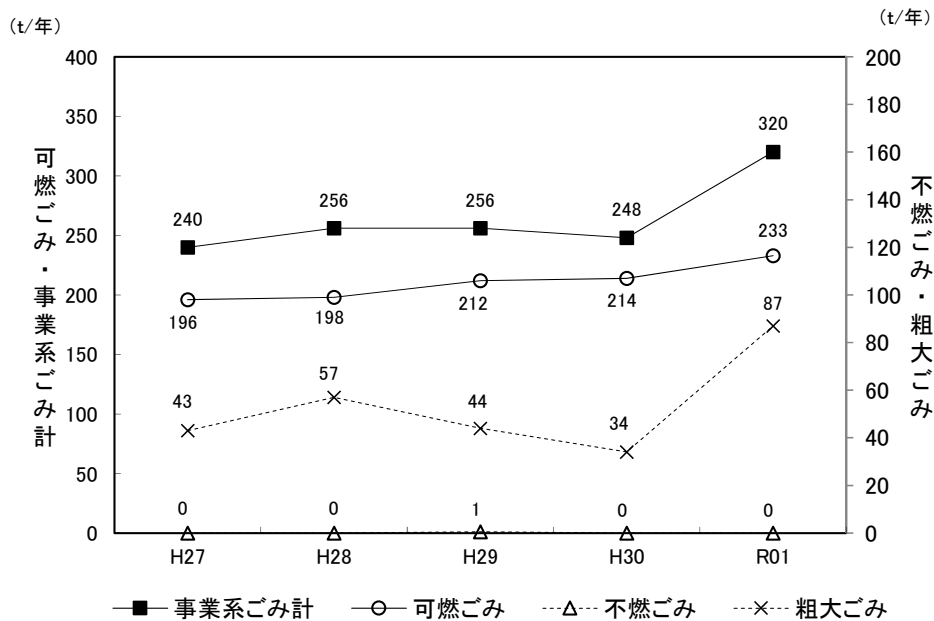


図 3-1-12 酒々井町家庭系収集ごみ原単位の推移

事業系ごみ原単位の推移は図 3-1-13 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、事業系ごみは増加傾向で推移し、8 g/人・日 増加しています。排出原別では、可燃ごみは増加傾向で推移し、18 g/人・日 増加しています。粗大ごみは全体的に減少傾向で推移し、9 g/人・日 減少しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて可燃ごみが 19 g/人・日、粗大ごみが 53 g/人・日 増加し、事業系ごみ計は 72 g/人・日 増加しています。



※1 端数処理をしているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

図 3-1-13 酒々井町事業系ごみ原単位の推移

3) 組合

(1) ごみ排出量

組合のごみ排出量の推移は図 3-1-14 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、排出量計は 968 t 減少しています。排出原別では、家庭系ごみ及び集団回収は減少傾向を示し、家庭系ごみは 976 t、集団回収は 1,279 t の減少となっています。事業系ごみは増加傾向で推移し、1,287 t 増加しています。

令和元年度は、災害廃棄物の発生により、平成 30 年度に比べて家庭系ごみは 1,694 t、事業系ごみは 1,097 t 増加しています。

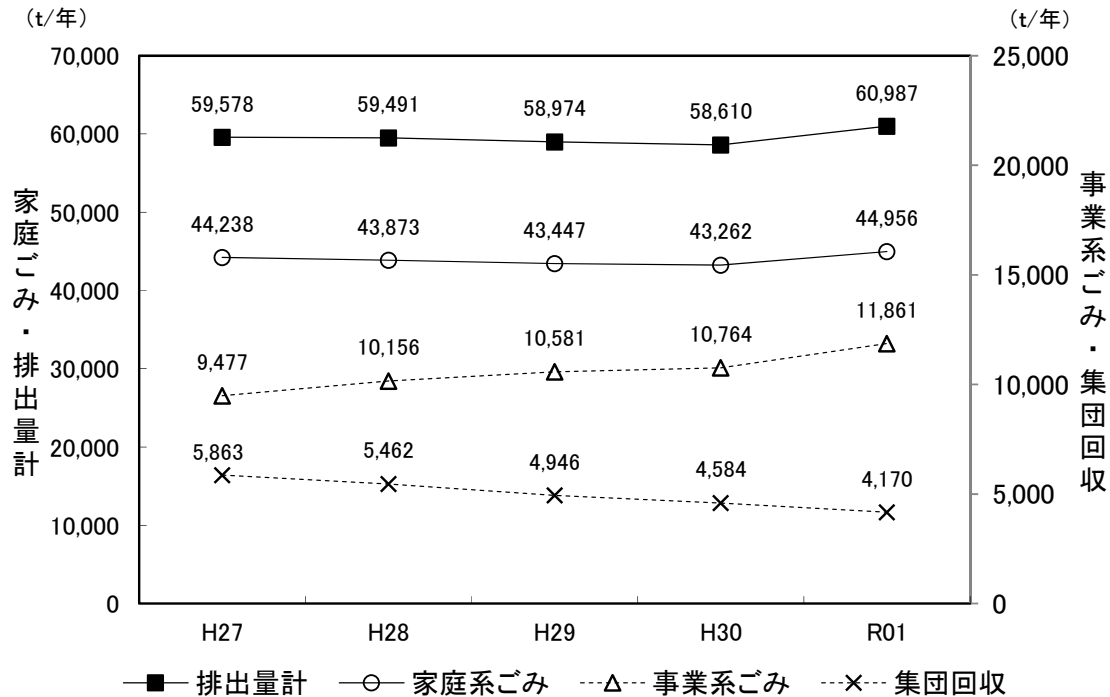


図 3-1-14 組合のごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の排出原別の推移は図 3-1-15 のとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、全体的に減少傾向を示しており、排出量計は 976 t 減少しています。排出原別では、可燃ごみは 518 t、不燃ごみは 122 t、粗大ごみは 124 t、資源物は 212 t 減少しています。

令和元年度は災害廃棄物の発生により全体的に増加しており、特に粗大ごみの増加率が高く、平成 30 年度に比べて 1,184 t 増加しています。

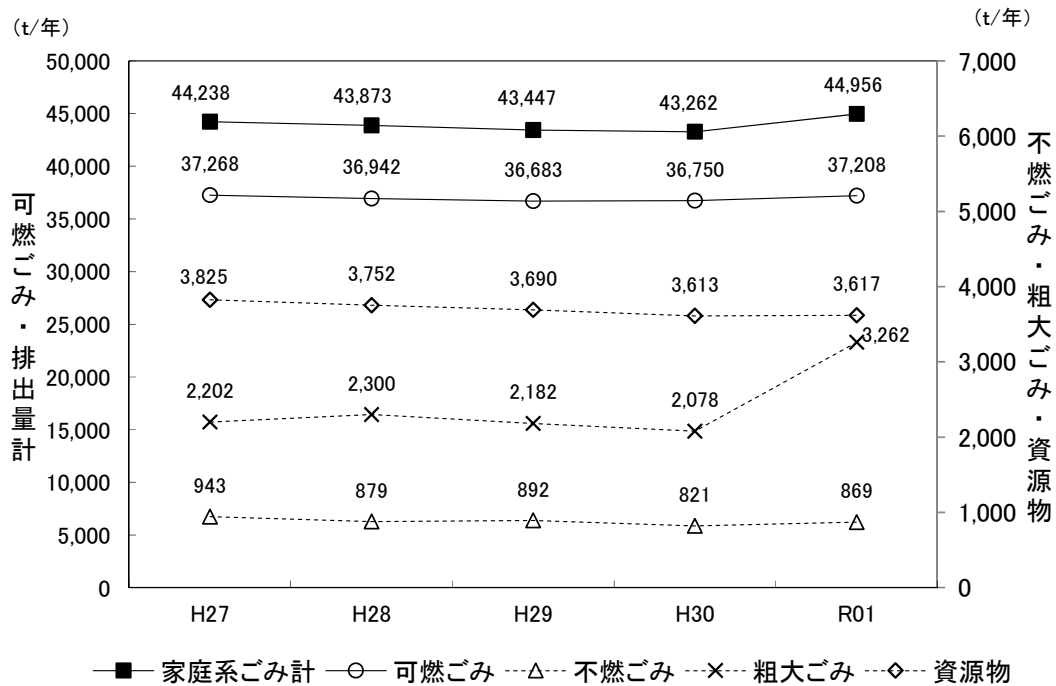


図 3-1-15 組合の家庭系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は図 3-1-16 に示すとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、可燃ごみは増加傾向で推移し、1,414 t 増加しています。不燃ごみはほぼ横ばいで推移しており、粗大ごみは 128 t 減少しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて可燃ごみは 681 t、粗大ごみは 417 t 増加しています。

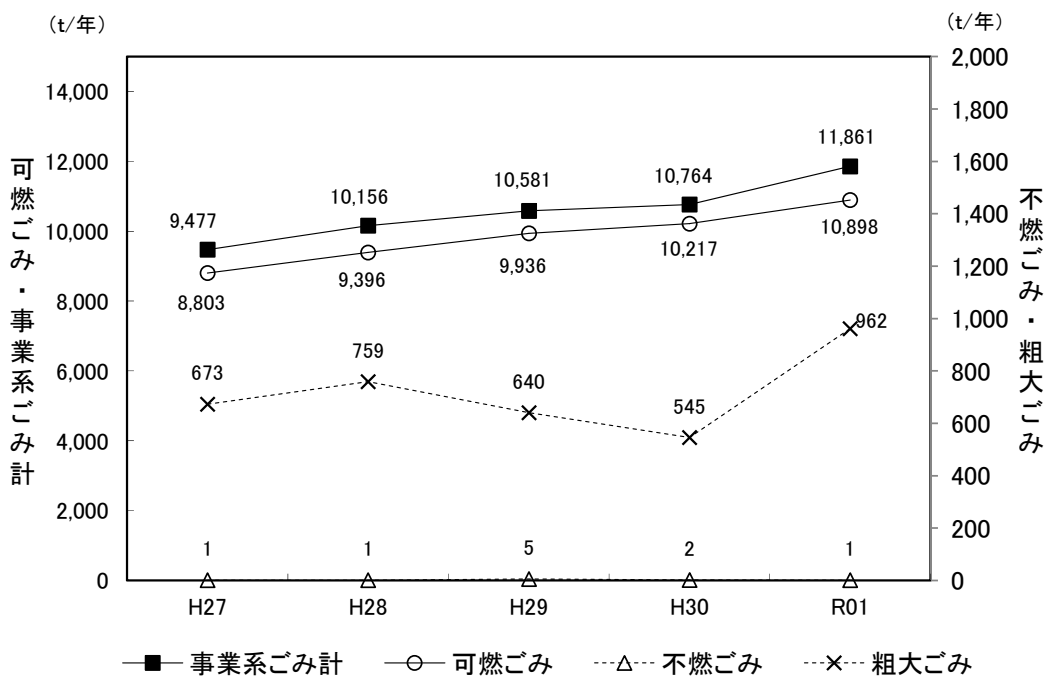


図 3-1-16 組合の事業系ごみ排出量推移

(2) ごみ原単位

組合のごみ原単位の推移は図 3-1-17 に示すとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、家庭系ごみは減少傾向で推移し、7 g/人・日 減少しています。集団回収についても家庭系ごみと同様に減少傾向で推移し、17 g/人・日の減少となっています。事業系ごみについては増加傾向で推移し、19 g/人・日 増加しています。

令和元年度は、平成 30 年度に比べて、家庭系ごみが 25 g/人・日、事業系ごみが 15 g/人・日、増加しており、排出量計は 34 g/人・日 増加しています。

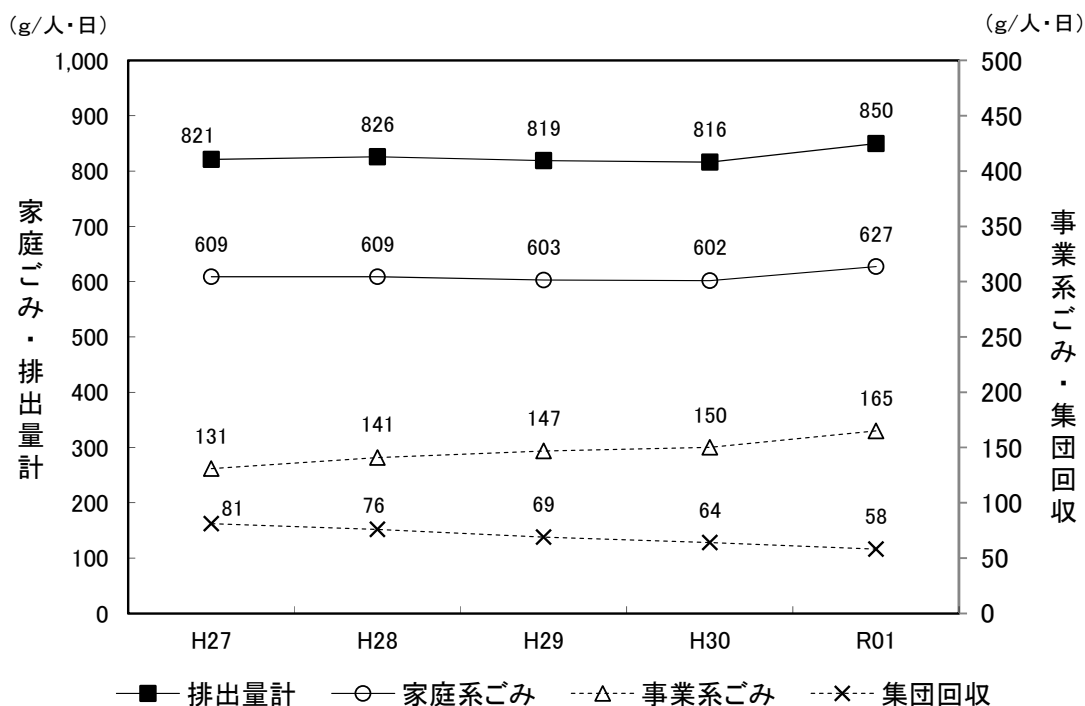
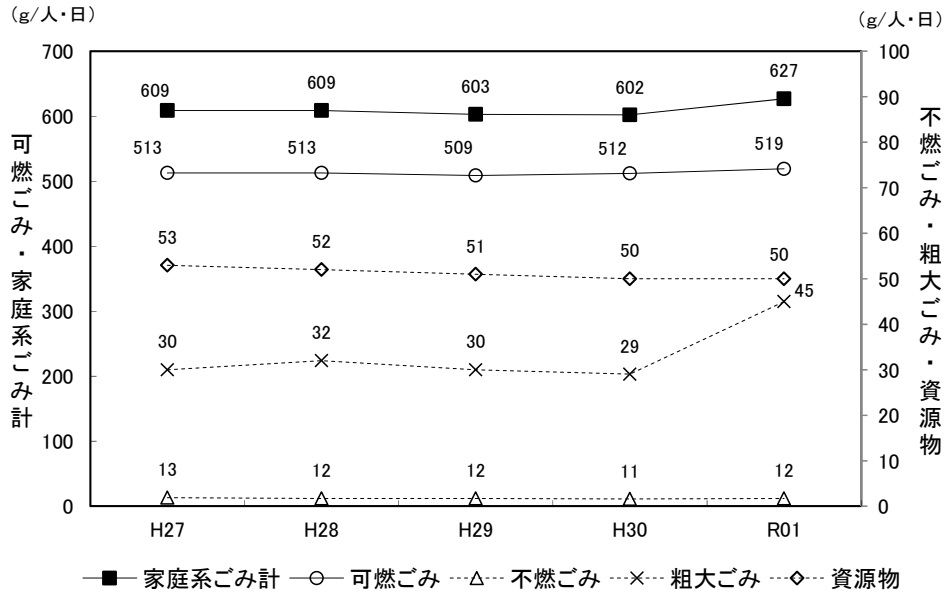


図 3-1-17 組合のごみ原単位の推移

家庭系ごみ原単位の排出原別の推移は図 3-1-18 のとおりとなります。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、全体的に減少傾向で推移しており、可燃ごみ及び粗大ごみは 1 g/人・日、不燃ごみは 2 g/人・日、資源物は 3 g/人・日 減少しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて全体的に増加しており、増加量は粗大ごみが最も多く、16 g/人・日、次いで可燃ごみが 7 g/人・日 増加しています。

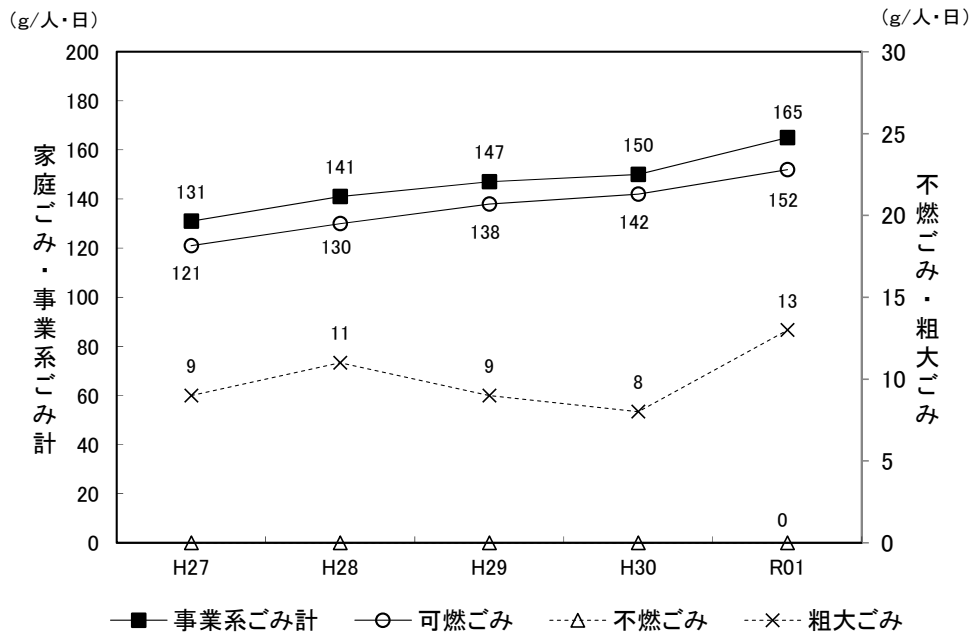


※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない年度があります。

図 3-1-18 組合の家庭系ごみ原単位の推移

事業系ごみ原単位の推移は図 3-1-19 のとおりです。過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）で、事業系ごみは増加傾向で推移しています。増加傾向は、主に可燃ごみによるもので、排出原別では、可燃ごみが、21 g/人・日 増加しています。粗大ごみはほぼ横ばいで推移しています。

令和元年度については、平成 30 年度に比べて、可燃ごみが 10 g/人・日、粗大ごみが 5 g/人・日 増加しています。

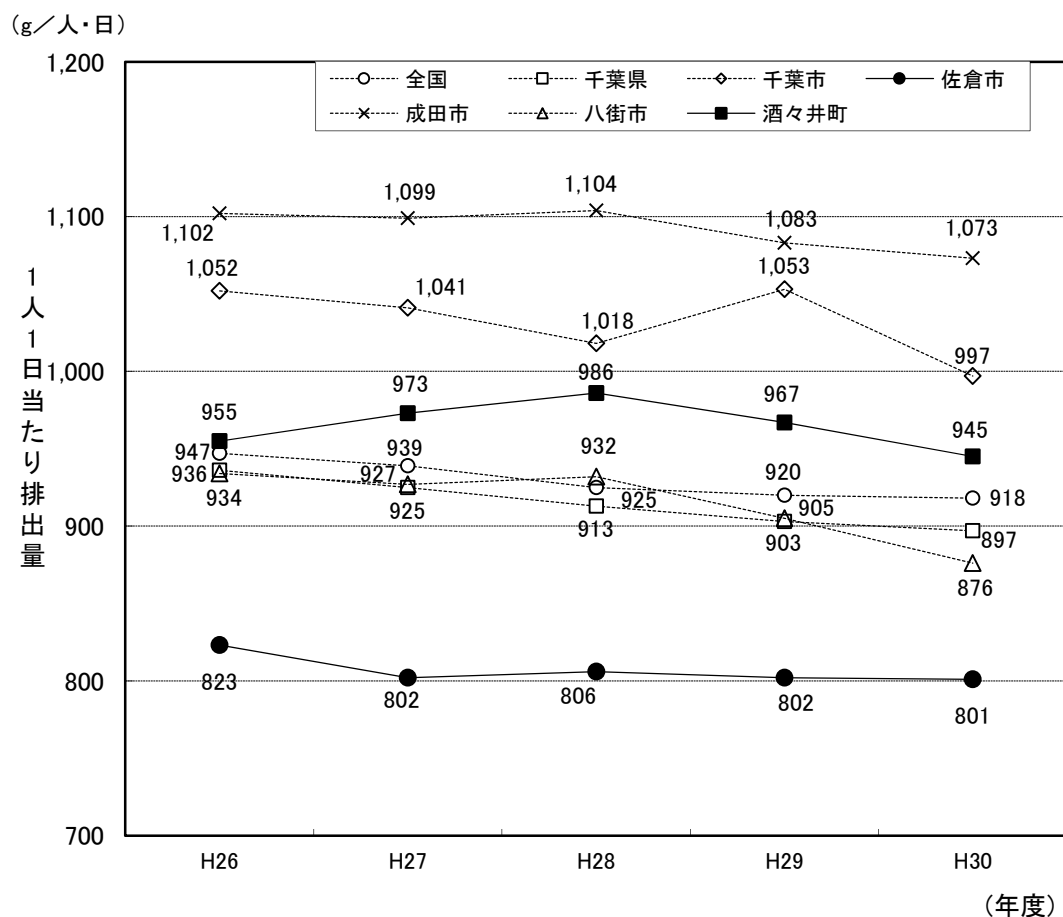


※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない年度があります。

図 3-1-19 組合の事業系ごみ原単位の推移

3.1.3 原単位の推移

過去5年間のごみ原単位の推移は、図3-1-20に示すとおりで、佐倉市の値は、国及び千葉県、近隣市（千葉市、成田市、八街市）と比較して少ない値となっています。酒々井町の値は、近隣市（千葉市、成田市）と比較すると少ない値ですが、国及び千葉県、八街市と比較すると多い値となっています。



※1 実態調査、ごみ処理の概要、1人1日当たりの排出量（合計）より

図3-1-20 原単位の推移

3.1.4 ごみの性状

1) 可燃ごみの組成

過去5年間の可燃ごみの平均ごみ質（乾燥状態）の推移は、表3-1-1に示すとおりです。令和元年度は、単位体積重量が0.166 t/m³、三成分は水分50.4%、灰分4.8%、可燃分44.8%であり、低位発熱量実測値は8,365kJ/kgとなっています。

全体として、単位体積重量は小さく、低位発熱量は高い傾向となっています。

表 3-1-1 可燃ごみ質の推移

(単位: %)

項目	H27	H28	H29	H30	R01	
単位体積重量 (t/m ³)	0.151	0.133	0.126	0.134	0.166	
組成成分類 (乾燥状態)	紙類	42.0	46.0	47.4	54.6	46.6
	ガラス類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	厨芥類	14.7	10.4	18.9	7.1	13.4
	布類	4.7	5.5	3.6	4.6	4.4
	草木類	5.7	5.8	3.9	2.9	6.1
	プラスチック類	29.5	28.3	23.7	29.9	27.9
	ゴム類	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2
	その他	1.8	0.7	1.4	0.5	0.3
	金属類	0.6	1.7	0.5	0.5	0.3
	セトモノ・砂・石類	0.8	1.5	0.5	0.0	0.0
三成分	水分	50.0	40.0	44.7	45.8	50.4
	灰分	5.5	8.3	6.2	4.5	4.8
	可燃分	44.5	51.7	49.0	49.7	44.8
灰分	プラスチック	0.9	0.8	0.6	0.6	1.1
	可燃分(プラスチック以外)	3.9	5.6	5.1	3.6	3.1
	不燃分	0.7	1.9	0.5	0.3	0.6
	合計	5.5	8.3	6.1	4.4	4.7
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)	9,083	11,068	10,175	9,293	8,365	
低位発熱量 計算値 (kJ/kg)	7,128	8,728	8,110	8,218	7,178	
総発熱量 (kJ/kg)	22,675	22,575	21,950	20,925	21,025	

※1 各年度4回の平均ごみ質を示す。

※2 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

令和元年度に組合に搬入される可燃ごみの湿潤状態での平均ごみ質は図 3-1-21 に示すとおりである。紙類が 40.8%、厨芥類が 35.5%、プラスチック類が 15.1% 占めています。

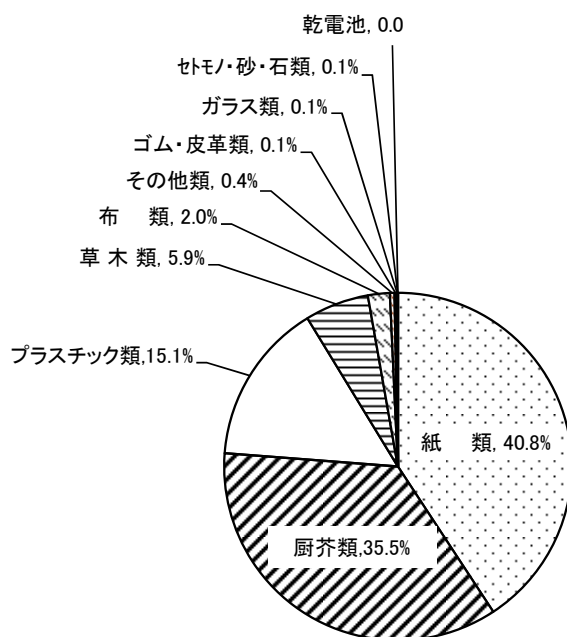


図 3-1-21 可燃ごみのごみ質分析結果 (令和元年度)

2) 不燃ごみの組成

不燃ごみの組成は、令和元年度では、陶磁器類、石、貝が 50%程度、ガラス類が 25%程度となっています。

表 3-1-2 不燃ごみ質の推移

(単位: %)

項 目		H27	H28	H29	H30	R01
組成 分類 (湿 ベ ース)	紙類	0.44	0.28	0.76	0.77	0.91
	厨芥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	繊維	0.22	0.00	0.14	0.68	0.19
	木・竹・わら・草	1.05	0.48	0.00	0.44	0.83
	プラスチック類(専用ごみ袋)	0.74	0.76	0.69	0.92	0.83
	プラスチック類(専用ごみ袋以外)	12.86	16.37	8.15	8.04	4.69
	ゴム	0.08	0.07	0.00	1.29	0.02
	皮革	0.27	0.64	0.05	1.45	0.38
	その他	9.81	7.84	7.09	12.72	6.76
	金属	10.86	9.29	7.52	11.99	5.82
	非鉄金属	5.06	7.38	3.57	4.29	3.82
	ガラス類	16.91	11.28	23.32	7.99	24.55
	陶磁器、石、貝	34.54	43.91	46.78	45.35	50.30
	家電製品	6.20	1.34	1.38	3.95	0.64
有害物質	0.97	0.34	0.56	0.12	0.26	
医療系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

※1 各年度 1 回の分析結果による。

3.1.5 ごみ処理経費

ごみの処理に係る経費を表 3-1-3 に示します。ごみ処理経費は、修繕費等の多少によって年度により増減がありますが、10~12 億円程度となっています。

また、処理単価は、令和元年度において 1 t 当たり約 19,000 円、1 人当たり約 5,900 円、1 世帯当たり約 13,100 円となっています。

表 3-1-3 処理経費及びごみ処理単価

年度	ごみ処理経費 (円)	ごみ排出量 (t)	処理人口 (人)	世帯数 (世帯)	ごみ処理単価		
					1t 当たり (円/t)	1人 当たり (円/人)	1世帯 当たり (円/世帯)
H27	1,071,458,637	59,578	198,350	84,720	17,984	5,402	12,647
H28	1,077,825,187	59,491	197,980	85,480	18,117	5,444	12,609
H29	1,099,855,437	58,973	197,310	86,173	18,650	5,574	12,763
H30	1,051,470,403	58,609	196,822	87,083	17,940	5,342	12,074
R01	1,154,960,257	60,988	196,020	87,926	18,938	5,892	13,136

※1 ごみ処理経費には、投資的経費(工事請負費、備品購入費、起債償還金、財政調整基金積立金など)を除く。

※2 処理人口は、佐倉市人口(各年度 9 月 30 日)と酒々井町人口(各年度 10 月 1 日)の合計である。

※3 世帯数は、佐倉市世帯数(各年度 9 月 30 日)と酒々井町世帯数(各年度 10 月 1 日)の合計である。

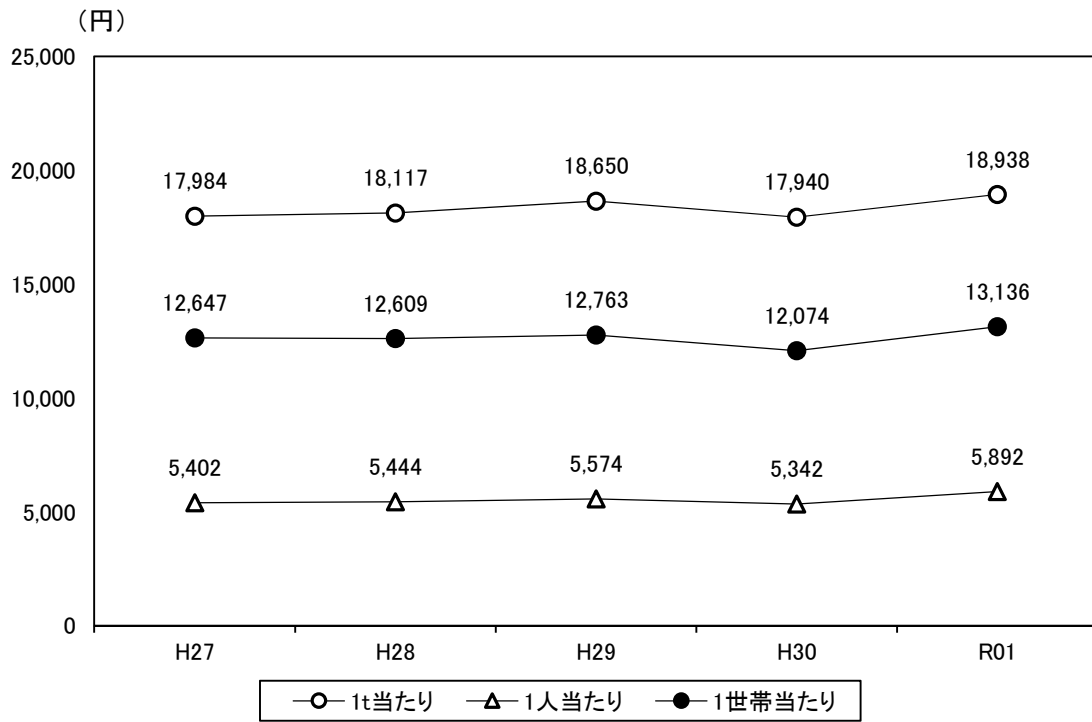


図 3-1-22 ごみ処理単価

3.2 収集運搬

3.2.1 収集区域

収集区域は、組合を構成する佐倉市及び酒々井町の行政区域全域です。

3.2.2 収集形態

佐倉市及び酒々井町のごみの分別区分及び収集頻度等は表 3-2-1 に示すとおりであり、拠点回収や戸別収集がなされるもの以外は、佐倉市が全域を同時に、酒々井町は町を2ブロックとし収集を行っています。

表 3-2-1 収集形態

区 分	ごみの種類	収集者	収集容器等	収集頻度	収集場所	
佐倉市	もやせるごみ(可燃物)	委託業者	市の指定袋(茶色)	3回/週	集積所	
	うめたてごみ(不燃物)		市の指定袋(青色)	第1、第3、第5 木曜日		
	資源物	金属類・小型家電	委託 /協定に基づく福祉施設	無色透明ビニール (ポリ)袋	2回/週/随時	集積所 /ボックス回収
		カン	委託業者	市の指定袋(赤色)	1回/2週	集積所
		ビン		市の指定袋(緑色)	1回/2週	
		その他紙製容器包装		市の指定袋(白色)	1回/週	
		その他プラスチック容器包装		市の指定袋(黄色)	1回/週	
		粗大ごみ	直営	-	予約制	戸別収集
		ペットボトル		-	随時	ボックス回収
		廃食用油		-	1回/週	公共施設による 拠点回収
		廃乾電池		-	随時	
		廃蛍光管		-	随時	
	インクカートリッジ	-		随時		
	酒々井町	もやせるごみ(可燃ごみ)	委託	町の指定袋	2回/週	集積所
もやせないごみ(不燃ごみ)		1回/月				
ビン		2回/月				
カン		2回/月				
粗大ごみ		許可業者	処理券/処理袋	予約制	戸別収集	
ペットボトル			-	随時	協力店店頭回収	
廃乾電池			-	随時	協力店店頭回収 /経済環境課窓口	
廃蛍光管			-	随時		

3.2.3 収集方式

収集の方法は、拠点回収や戸別収集がなされるもの以外のごみは、佐倉市、酒々井町共にステーション方式となっています。

3.2.4 収集・運搬量

平成 22 年度から令和元年度までの間の佐倉市及び酒々井町における収集・運搬量の推移は図 3-2-1 に示すとおりであり、人口の減少も伴い全体的に減少傾向で推移しています。令和元年度については、台風等の災害廃棄物発生により前年度に比べて収集・運搬量は増加しています。

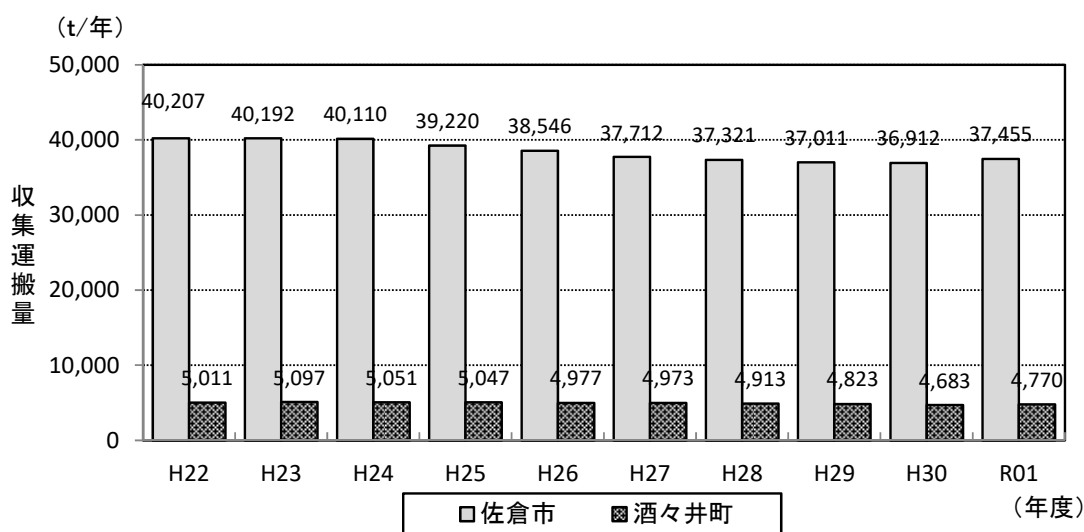


図 3-2-1 収集・運搬量

3.3 中間処理

中間処理は、組合が処理の主体として可燃ごみの焼却、粗大ごみ・不燃ごみの破碎選別処理及び家具や自転車のリサイクルを行っています。

表 3-3-1 中間処理の処理主体

中間処理施設	処理主体	施設名称	処理能力
焼却施設	佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター	100t/24h×2炉、 60t/24h×1炉
粗大ごみ処理施設			50t/5h
リサイクルセンター			-

中間処理施設の概要は表 3-3-2～表 3-3-4 に示すとおりです。

ごみ焼却施設は 3 炉が稼動中で、1 日あたり 260 t の処理能力となっています。

焼却炉の型式はいずれも流動床焼却炉であり、この型式の特徴は焼却灰と不燃物が別々に排出されることで、焼却灰は排ガスとともに飛灰（ダスト）として炉内から排出さ

れ、集じん設備で捕集・分離され、不燃物であるカンや石などは完全燃焼され炉底から排出されます。

表 3-3-2 ごみ焼却施設の概要

区分	概要
所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
用地総面積	22,766.57㎡
建物面積	6,098㎡
建設年月	A, B系 昭和59年8月～昭和62年3月(A系 平成31年3月休止) C系 昭和63年7月～平成2年3月 D系 平成14年7月～平成17年3月
改良工事等	排ガス高度処理施設整備工事(A系,B系,C系) :平成11年3月～平成13年3月 基幹の設備改良工事(B系,C系,D系) :平成29年3月～平成31年3月
設計・施工	(株) 荏原製作所
炉型式	全連続燃焼式流動床焼却炉
処理能力	260t/24h (B系60t/24h×1炉、C系100t/24h×1炉、 D系100t/24h×1炉)
設計ごみ質	低質 1,560kcal/kg 基準質2,020cal/kg 高質2,510kcal/kg
熱しゃく減量	1%以下
トラックスケール	40t×2基 (4点ロードセル型)
ごみピット	B系1,000m ³ C系826.2m ³ D系2,632m ³ 合計4,458.2m ³
クレーン	B,C系 定格荷重1.72t×2基 D系 定格荷重1.8t×2基
集じん設備	屋内乾式バグフィルター×3基
余熱利用	発電設備(2,500kW)、暖房、冷房、給湯 給湯:コミュニティプラザ 蒸気供給:園芸施設
補助燃料	特A重油
ダスト貯留槽	B,C系60m ³ D系60m ³
煙突	外筒=鉄筋コンクリート造角形 地上高 59m 内筒 B,C系鋼板製(2本集合形) D系鋼板製(1本)
排水処理方式	凝集沈殿+生物処理+砂ろ過+活性炭+キレート吸着方式
ダイオキシン類対策設備	活性炭煙道吹込方式及び触媒反応塔

粗大ごみ処理施設は、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物の処理・選別回収を行い、リサイクルの向上に努めています。

表 3-3-3 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	概 要
所 在 地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
建 物 面 積	1,584㎡
建 設 年 月	着工 昭和61年6月 竣工 昭和62年3月
設 計 ・ 施 工	(株) 荏原製作所
型 式	横型回転衝撃式破砕機
破 砕 機 動 力	高圧電動機300kw
処 理 能 力	公称能力 50t/5h
ダンピングボックス	粗大ごみ受入用(1基)・資源ごみ受入用(1基)
機 械 選 別 装 置	トロンメル(1基)・磁選機(3基)・アルミ選別機(2基)
集 じ ん 設 備	サイクロン(1基)・バグフィルター(1基)

リサイクルセンターは、主に粗大ごみ中の家具及び自転車の再生が行われています。

表 3-3-4 リサイクルセンターの概要

区 分	概 要
所 在 地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
建 物 面 積	863.8㎡
建 設 年 月	着工 平成3年10月 竣工 平成4年2月
施 工	大昌建設 (株)
再 生 対 象 物	家具・自転車等

3.4 最終処分

最終処分の処理主体は組合となっており、搬入されるごみ中の不燃物は埋立処分しますが、焼却施設から排出される焼却灰及び焼却残渣はできるだけ外部処理委託を行い、延命化を図っています。

表 3-4-1 最終処分の処理主体

最終処分場施設	処理主体	施設名称	埋立容量
最終処分場	佐倉市、酒々井町 清掃組合	第1期最終処分場	118,000m ³
		第2期最終処分場	251,000m ³

最終処分場の概要は表 3-4-2 のとおりです。

令和 2 年 4 月の最終処分場の残余量は、39,426m³です。

表 3-4-2 最終処分場の概要

区分	概要
所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
埋立面積	第1期 18,900m ² 第2期 23,250m ²
埋立容量	第1期 118,000m ³ 第2期 251,000m ³
建設年月	第1期 昭和60年8月～昭和62年3月 第2期 平成3年12月～平成5年3月
擁壁等	逆T型RC擁壁h=3.0～3.5m L=40m 土堰堤h=5m 3段
遮水工	合成ゴムシートt=1.5mm
処理方式	接触酸化+凝集沈殿+脱窒+砂ろ過+活性炭+キレート吸着方式
処理能力	第1期 60m ³ /日 第2期 29m ³ /日
設計流入水質	第1期 BOD 250mg/L COD 100mg/L SS 300mg/L 第2期 BOD 100mg/L COD 100mg/L SS 660mg/L
設計放流水質	BOD 5mg/L COD 10mg/L SS 10mg/L
令和2年4月残余量※	39,426m ³ (令和2年4月時点)

※1 残余容量は、中間覆土量及び最終覆土量を除いた有効埋立容量である。

3.5 その他の動向等（ごみ処理行政の動向）

3.5.1 国・県の動向

1) 国の目標

「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）を定めており、その中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。平成28年1月に公表された国の基本方針において一般廃棄物は、令和2年度までに平成24年度比で、排出量を12%削減し、再利用率を約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減することを目標としています。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）では、一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。（表3-5-1）

表 3-5-1 国の排出抑制目標

区分	国の廃棄物処理基本方針	第4次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成24(2012)年度	-
目標年度	令和2(2020)年度	令和7年(2025)年度
排出削減	排出量(t/年):12%削減	発生原単位(g/人・日) 約850g
		家庭系ごみ量(g/人・日) 約440g
リサイクル率	27%増加	-
最終処分量	14%削減	-

※1 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率

※2 発生原単位は一人一日当たりごみ発生量

※3 家庭系ごみ量は集団回収量、資源ごみ等を除いた値

2) 千葉県 の目標

平成 28 年 5 月に公表された第 9 次千葉県廃棄物処理計画では、令和 2 年度までに平成 25 年度比で、排出量を約 10%削減、排出原単位を約 8%削減、再生利用率を 30%に増加させ最終処分量を約 20%削減することを目標としています。(表 3-5-2)

表 3-5-2 千葉県 の排出抑制目標

目標項目	平成25(2013)年度	令和2年(2020)度(目標年度)	
	実績	目標	削減率
排出量 (万トン/年)	218	196	約 10%
排出原単位 (g/人・日)	542	500	約 8%
再生利用率 %	23.5	30	—
最終処分量 (万トン/年)	16.3	13	約 20%

※1 再生利用率=ごみからの資源化量÷市町村処理量

3.5.2 関係市町の動向

1) 佐倉市 の目標

佐倉市は、佐倉市一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月）（以下「佐倉市一般廃棄物処理基本計画」という。）において、令和 11 年度の排出原単位 709 g/人・日、リサイクル率 19.0%をごみ排出量の目標値としています。(表 3-5-3)

表 3-5-3 佐倉市 の排出抑制目標

目標項目	平成30年度 (2018)	令和11年度 (2029)
	現状	目標値
1人1日当たりの総排出量 (g/人・日)	801	709
家庭系排出原単位 (資源ごみを除く) (g/人・日)	545	471
事業系排出原単位 (t/年)	8,867	8,240
リサイクル率 %	19.1	19.0

※1 リサイクル率= (ごみからの再資源化量+集団回収量) ÷ (市の処理量+集団回収量)

2) 酒々井町 の目標

酒々井町は、酒々井町一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月）（以下「酒々井町一般廃棄物処理基本計画」という。）において、令和 11 年度の排出原単位 866 g/人・日、リサイクル率を 14.1%の目標値としています。(表 3-5-4)

表 3-5-4 酒々井町の排出抑制目標

目 標 項 目	平成30年度 (2018)	令和11年度 (2029)
	現 状	目標値
1人1日当たりの総排出量 (g/人・日)	945	866
家庭系排出原単位 (資源ごみを除く) (g/人・日)	615	556
事業系排出原単位 (t/年)	1,897	1,830
リサイクル率 %	14.6	14.1

※1 リサイクル率 = (ごみからの再資源化量+集団回収量) ÷ (町の処理量+集団回収量)

3.5.3 ごみ処理技術の動向

日本の廃棄物処理の歴史は、表 3-5-5 に示すとおりです。

表 3-5-5 廃棄物処理の歴史

年	法律	社会的な出来事	廃棄物処理施設
1900	汚物掃除法公布	伝染病の流行 阪神地方でベスト流行	塵芥はなるべく焼却すべし
1930	汚物掃除法 施行規則改正、焼却義務付け		
1954	清掃法制定		
1963	第一次ごみ処理施設整備5箇年計画策定 ごみ処理施設に国庫補助開始		機械炉(ストーカ炉)導入
1968	大気汚染防止法制定	公害問題深刻化	
1970	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定		
1975			流動床炉の導入
1983		愛媛大学立川教授 国内焼却施設よりダイオキシン類検出	
1990	ダイオキシン類発生防止等ガイドライン通知	ダイオキシン問題深刻化 バブル崩壊し低成長時代に入る	
1992		リオサミット 地球環境問題共有 (生物多様性・持続可能な開発)	
1996			補助対象施設に灰溶融設備の設置義務づけ
1997	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)通知 政省令改正(構造基準・維持管理基準制定) COP3 京都議定書		
1999	ダイオキシン類特別措置法制定 PFI法制定		
2000	容器包装リサイクル法施行		ガス化溶融炉の導入
2001	循環型社会形成推進基本法施行	DBO導入 西胆振	
	資源有効利用促進法(全面改正施行)		
	家電リサイクル法施行		
	食品リサイクル法施行		
2002	省庁再編:廃棄物処理行政を厚生省から環境省に移管 建設リサイクル法施行		
2003	RPS法施行	BOO導入 大館、倉敷	
2004		以降DBO方式発注増加	
2005	自動車リサイクル法施行		ごみ焼却施設新設時における灰溶融設備の義務付けがなくなる
2008		リーマンショック	
2009	廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き公表		高効率発電に交付金(5年間)
2010			基幹的設備改良に交付金
2011		東日本大震災	
2012	再生可能エネルギーの固定価格買取制度施行		
2015			高効率発電からエネルギー回収型に交付要件が変更
2017	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の改正		
2018	大気汚染防止法の改正(水銀が加わる)		基幹的設備改良の対象にリサイクルセンターが加わる
2019			広域化、PFI等の検討が、エネルギー回収型の交付要件に加わる

出典：石川龍一 「固形廃棄物処理市場の今後の技術動向」 エバラ時報 No237

注) COP3 京都で行われた第3回気候変動枠組条約締約国会議で温室効果ガス排出規制に関する国際的な合意形成を主な目的とした国際会議

PFI法 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

RPS法 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」で電気事業者に対して、一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けることにより、新エネルギー等の利用を推進していくものです

DBO方式 PFIに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式

BOO方式 PFIの事業方式の一つで、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し、維持管理・運営を行い、所有権も維持する形式のこと

公衆衛生の確保を目的として始められた日本の廃棄物処理は、公害やダイオキシン問題等の生活環境保全への対応から高度排ガス処理技術が取り入れられ、更には、地球環境保全への対応から資源循環型社会や低炭素社会の構築のために灰熔融技術や高効率発電技術が開発・導入されています。また、原子力発電所事故以降のエネルギー政策の転換に伴い、ごみ処理施設におけるエネルギー回収の要請が高まっています。近年では、灰熔融に伴うエネルギー消費が大きいことや焼却灰の資源化を行う事業者が増えてきたことを背景に、自治体では灰熔融まで行わずに、焼却残さの資源化を外部に委託している自治体も増えています。

一方、これらの高度な施設を整備・運営をするために高額な費用を必要とすることから民間資金等の活用による事業方式を導入し、合理化を図ろうとする例も増えています。

現在、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業となるごみ処理技術の特徴を整理すると表 3-5-6 のとおりとなります。

表 3-5-6 ごみ処理技術の特徴

交付対象事業	ごみ処理技術	特徴
マテリアルリサイクル	破碎・選別・圧縮	粗大ごみを対象とし、破碎後種類別に選別、圧縮を行う技術です。
	灰熔融	焼却残渣を1,300℃～1,500℃の高温で熔融減容固化する技術です。
エネルギー回収	焼却(+灰熔融)	焼却処理は、古くから採用された技術で、ストーカ方式と流動床方式に大別されます。組合では流動床方式を採用しています。発生するエネルギーは温水や蒸気として回収し、給湯、発電等に利用されています。
	ガス化熔融	ごみを約500℃で熱分解し木炭化させ、発生する熱分解ガスで木炭化した灰を熔融する技術です。
	炭化	空気を遮断した状態でごみを加熱して炭化する技術で、炭化物は水洗等の後処理を経て製品化されます。
	固形燃料化(RDF化)	可燃ごみを粉碎、粒度選別、成形固化等の工程により固形燃料化する技術です。固形燃料は、燃料として使用されるため原料ごみ中の不燃物や金属類の混入を避ける必要があります。
	ごみメタン化	分別した生ごみをメタン発酵槽により分解しメタンガスを回収する技術で、回収ガスは、熱、電気、また直接ガスとして利用できます。
有機性廃棄物リサイクル	高速堆肥化	分別した生ごみから異物等を除去し、強制的な通風と機械的な切り返しを連続的あるいは間欠的に行うことにより好気的微生物の働きにより1か月程度かけ堆肥化を行う技術です。

4. ごみ処理の評価

4.1 国の目標値を基準とした比較による評価

前計画策定時に示された国の目標値と組合実績を比較すると、表 4-1-1 に示すとおりとなります。国の目標値に対し、平成 27 年度の実績値は、排出量は達成されました。再生利用率及び最終処分量は未達成の状況にあり、平成 19 年度は焼却灰の全量を資源化委託していましたが、平成 27 年度ではリスク分散の観点から資源化委託の他に民間の最終処分場にも委託していることから、再生利用率は減少し、最終処分量は増加しています。また組合の場合、有価物の回収によるマテリアルリサイクルの他、焼却に伴う発生熱による発電と発生蒸気の利用（サーマルリサイクル）が行われています。

表 4-1-1 国の目標値による評価

区分	国 (平成27年度目標値)	組合			備考
		平成19年度	平成27年度	削減率	
排出量	平成19年度比 約5%削減	68,470 t/年	59,578t/年	13.0%	
再生利用率	25%に増加	25.4%	20.0%	-	
最終処分量	平成19年度比 22%削減	1,207t/年	2,689t/年	-122.8%	

※1 ごみ原単位は、収集人口当たりの値。

4.2 全国、千葉県、類似団体平均値を基準とした比較による評価

ごみ処理の評価指標について、国、千葉県及び近隣類似都市との比較をおこなうと表 4-2-1 及び次のとおりとなります。

4.2.1 ごみ原単位

集団回収を含むごみ原単位は、国及び千葉県平均値より低い値となっています。近隣類似都市との比較でも最も低い値となっています。

4.2.2 リサイクル率

リサイクル率は、国及び千葉県平均値より小さい値となっています。また、近隣類似都市との比較では、下位にあります。

4.2.3 最終処分率

最終処分率は、国、県及び近隣類似都市に比べ小さい値となっています。

4.2.4 処理経費

組合の処理経費は、組合の中間処理費及び最終処分費に佐倉市及び酒々井町の収集運搬費を加えた値で、国、県及び近隣類似都市に比べ小さい値となっています。

表 4-2-1 ごみ処理評価指標の比較

評価指標	ごみ原単位	リサイクル率	最終処分率	一人当り 年間処理経費	ごみ1t当り 処理経費
単位	g/人・日	%	%	円/人・年	円/t
組 合	752	18.5	4.9	10,384	35,980
国	918	19.9	8.6	13,082	40,918
千葉県	897	22.4	7.2	12,225	38,981
千葉市	997	33.4	5.9	13,221	37,483
八千代市	761	19.6	6.9	12,600	46,713
流山市	857	21.9	15.1	14,712	55,790
習志野市	965	20	2.4	12,890	35,629
浦安市	1,003	17.7	6.1	13,912	40,546
野田市	754	29.2	7.0	10,686	44,598

注) ごみ原単位 = (収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 収集人口 ÷ 365 日

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ (総処理量+集団回収量)

最終処分率 = 最終処分量 ÷ 総処理量

一人当り年間処理経費 = ごみ処理経費 ÷ 収集人口

ごみ 1 t 当り処理経費 = ごみ処理経費 ÷ 総処理量

ごみ原単位、1 人当り年間処理経費の収集人口は、住民基本台帳人口 平成 30 年 10 月 1 日現在

ごみ処理経費は建設改良費(工事費+調査費)を除く

出典) 千葉県及び人口同規模市：平成 30 年度 清掃事業の現況と実績

全国 : 日本の廃棄物処理 平成 30 年度

5. ごみ処理に関する課題の抽出・整理

日常生活に伴って発生する廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として行われてきましたが、限られた資源の有効利用や地球温暖化に対する環境負荷削減の要請など「循環型社会」への転換が必要とされています。このような情勢において、組合の地域特性やごみ処理・リサイクルの状況を鑑みるとごみ処理に関する課題は次のとおり抽出・整理されます。

5.1 発生抑制・資源化に関する課題

ごみの発生抑制・資源化は、佐倉市及び酒々井町が様々な発生抑制施策を講じ、減量化・資源化に取り組んできており、過去5年間で減少の傾向にあります。排出原単位は千葉県内では中位の位置にあり、佐倉市や酒々井町の施策に対応を図りながら、発生抑制・資源化に取り組んでいく必要があります。

5.2 収集・運搬に関する課題

ごみの収集・運搬は、佐倉市及び酒々井町が、それぞれ独自に実施しておりますので、直接、組合が収集・運搬に関わることはありません。住民による粗大ごみの直接搬入も増えてきていますので、今後も円滑な受入体制の維持を図る必要があります。

5.3 処理・処分に関する課題

5.3.1 処理に関する課題

既存施設は、B炉、C炉、D炉の基幹的設備改良工事を平成28年度から平成30年度にかけて実施し、粗大ごみ処理施設と共に令和15年度までの稼働が可能と考えております。しかし、いずれの施設も当初の竣工から長期間の稼働を続けており、適切な点検・補修等を実施していく必要があります。また、近年多発している災害に備え、災害発生時の災害廃棄物処理にも対応できるように、平時でもごみの受け入れや処理に余力を残した運用が求められています。

5.3.2 処分に関する課題

現在使用している最終処分場は、令和2年4月時点で88%^{注1)}が埋め立てられ、埋立残余量も少なくなってきましたので、より一層埋立処分量を削減する必要があります。また、埋立量と残余量の推移を見極めながら新たな措置についての検討も今後必要になると考えられます。

注1) $88\% = \{1.0 - (39,429 \text{ (令和元年度実績残余量)} \div 327,975 \text{ (実質埋立可能容量)})\} \times 100$

※1 計画埋立量は1期118,000m³、2期251,000m³で合計369,000m³

※2 中間覆土量は覆土高50cmで1期1,621m³、2期12,054m³で合計13,675m³

※3 最終覆土量は覆土高1mで1期3,242m³、2期24,108m³で合計27,350m³

※4 実質埋立可能容量=369,000m³-27,350m³-13,675m³=327,975m³

6. 計画策定の基礎事項

6.1 基本方針

佐倉市及び酒々井町が取り組むさまざまなごみ減量化施策に対応する体制の確立を図るとともに、排出されるごみについては資源・エネルギーの有限性を踏まえて、最大限のリサイクルと環境負荷の少ない適切なごみ処理体制の確立を図るものとします。

6.2 ごみ処理に関する課題への施策

佐倉市及び酒々井町が、それぞれ一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）で掲げているごみ発生抑制等のための施策を以下に記載します。また、組合が取り組むべき施策についても整理します。

6.2.1 佐倉市

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針Ⅰ 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	(1) 適正排出しやすい環境づくり
	(2) マイバッグの活用とレジ袋の削減
	(3) 生ごみの水切り、食品ロスの削減
	(4) リサイクル教育の実施
	(5) 負の公平化の検討
	(6) 事業者等への指導
	(7) 多量排出事業者等への指導
	(8) ごみの排出抑制の促進
	(9) ごみの分別、排出及び再資源化の啓発
	(10) 資源ごみの分別収集の推進
基本方針Ⅱ 循環型社会づくりに向けた協働の推進	(1) 市民団体等への支援
	(2) 情報提供と普及啓発
	(3) 新たな分別区分の検討
	(4) 食育・環境教育の推進
	(5) 収集運搬体制の見直し
	(6) 廃棄物を再生資源とした利用推進
	(7) 温暖化対策の推進
基本方針Ⅲ 環境負荷の少ない適正な処理・処分	(1) 環境美化の推進
	(2) 適正な処理・処分の実施
	(3) 事業系ごみの適正処理
	(4) 在宅医療廃棄物対策
	(5) 適正処理困難物対策
	(6) 不法投棄対策
	(7) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備

6.2.2 酒々井町

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針 I 資源循環型社会の構築に向けて、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを徹底し、ごみの減量化、再資源化を推進します。	(1) 減量化・資源化の促進
	(2) 有料化の検討
	(3) 環境教育、普及啓発の充実等
	(4) 多量排出事業者に対する減量化指導
	(5) 資源回収に対する助成制度の維持
	(6) 環境物品等の使用促進等
	(7) 食品ロスの削減
	(8) 過剰包装の抑制
	(9) 生ごみの堆肥化
	(10) 使い捨て品の使用抑制
基本方針 II ごみの排出量を削減し、コスト削減とごみ処理施設の長寿命化を図るため、分別収集の徹底と収集処理体制の整備に努めます。	(1) 収集運搬体制の整備
	(2) 処理施設の整備
	(3) 収集運搬体制の見直し
	(4) 新たな分別区分の検討
	(5) 適正な処理処分の実施
	(6) 適正処理困難物対策
	(7) 不法投棄対策

6.2.3 組合

組合は、脱炭素社会の構築に向けて、引き続きごみの安定処理を前提として、電力使用量及び燃料使用量の低減、発電量の最大化を図ります。

また、今後も焼却施設での焼却灰及び焼却残渣は、可能な範囲で再資源化(スラグ化など)することを基本とします。

6.3 達成目標

6.3.1 廃棄物の排出抑制

佐倉市及び酒々井町が取組むさまざまなごみ減量化施策に対応する体制の確立を図り、積極的にごみ排出抑制・再資源化を推進します。

6.3.2 資源化・熱エネルギーの活用

排出されたごみは、中間処理により資源回収を行うとともに、焼却に伴う熱エネルギーの活用や焼却残渣の再資源化など最大限の資源化を図るものとします。

6.3.3 最終処分量の低減

これまでも最終処分量の削減のため、粗大ごみ処理施設で破碎・分別した不燃物の焼

却処理や焼却施設からの焼却灰の再資源化などを行ってきていますが、最終処分場における埋立残余量を考慮し、これまで以上の削減対策を講ずるものとします。

6.4 目標年次

計画期間は令和3年度を初年度とし、目標年度は10年後の令和12年度とします。

7. ごみの発生量及び処理量の見込み

7.1 ごみ排出量の将来推計

7.1.1 人口の将来予測

1) 佐倉市の将来人口

佐倉市の将来人口については、佐倉市一般廃棄物処理基本計画と同様に佐倉市人口推計（平成 26 年 11 月）における推計値を採用します。

2) 酒々井町

酒々井町の将来人口については、酒々井町一般廃棄物処理基本計画と同様に酒々井町人口ビジョン（平成 26 年 11 月）における推計値を採用します。

3) 組合の将来人口

本計画における組合の人口実績及び将来人口は以下の表 7-1-1 のとおりです。計画期間の初年度である令和 3 年度では 195,002 人、目標年度である令和 12 年度では 181,967 人と見込んでいます。

表 7-1-1 組合における人口実績及び将来人口

年度		佐倉市	酒々井町	組合
人口 実績	H27	177,112	21,238	198,350
	H28	176,836	21,144	197,980
	H29	176,300	21,010	197,310
	H30	175,904	20,918	196,822
	R01	175,279	20,741	196,020
将来 人口	R02	174,909	20,997	195,906
	R03	174,075	20,927	195,002
	R04	173,123	20,857	193,980
	R05	172,090	20,786	192,876
	R06	170,916	20,716	191,632
	R07	169,624	20,646	190,270
	R08	168,244	20,540	188,784
	R09	166,787	20,433	187,220
	R10	165,238	20,327	185,565
	R11	163,589	20,220	183,809
	R12	161,853	20,114	181,967

※1 佐倉市の将来人口は「佐倉市人口推計（平成 26 年 11 月）」による。

※2 酒々井町の将来人口は「酒々井町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」による。

※3 酒々井町人口ビジョンでは 5 年ごとの将来人口しか示されていないため、間の年度は均等割りで算出した。

7.1.2 ごみ排出量の将来推計（現況排出状況時）

1) 佐倉市

佐倉市のごみ排出量の将来推計結果（現況排出状況時）は表 7-1-2 及び表 7-1-3 に示すとおりです。ごみの排出量の将来推計は、ごみ原単位を推計し、将来人口及び年間日数を乗じて算出します。ごみ原単位については、佐倉市一般廃棄物処理基本計画の家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収それぞれの推計式に基づいて本計画の目標年次の令和 12 年度まで整理しました。

ごみ排出量は、令和 12 年度において 48,384 t となり、令和元年度の 53,141 t に対して 4,757 t（9%）の減少となります。

表 7-1-2 佐倉市ごみ原単位の推計（現況排出状況時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(g/人・日)				集団回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	505	12	31	56	604	112	0	5	117	81
	H28	505	11	32	55	603	122	0	5	127	76
	H29	502	11	31	54	598	129	0	5	134	70
	H30	506	10	29	53	598	134	0	4	138	65
	R01	512	11	46	53	623	142	0	5	147	59
推計	R02	498	10	29	52	588	146	0	4	150	58
	R03	495	10	28	52	585	151	0	5	156	54
	R04	492	10	28	51	581	158	0	5	163	51
	R05	489	10	28	51	578	165	0	5	170	48
	R06	487	10	28	51	575	172	0	5	177	46
	R07	484	10	28	51	572	179	0	5	184	43
	R08	481	10	28	50	569	186	0	6	192	41
	R09	479	9	27	50	566	194	0	6	200	39
	R10	476	9	27	50	563	203	0	6	209	37
	R11	474	9	27	50	560	212	0	6	218	35
	R12	472	9	27	49	558	220	0	7	227	34

※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない年度があります（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-3 佐倉市ごみ排出量の推計（現況排出状況時）

（単位：t/年）

年度	発生量											集団回収	合計
	排出量										計		
	家庭系ごみ					事業系ごみ							
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計	計			
実績	H27	32,734	760	2,029	3,607	39,130	7,276	0	336	7,612	46,742	5,269	52,011
	H28	32,468	702	2,069	3,536	38,775	7,866	0	318	8,184	46,959	4,920	51,879
	H29	32,282	725	1,975	3,474	38,456	8,314	0	305	8,619	47,075	4,475	51,550
	H30	32,462	661	1,830	3,418	38,371	8,585	0	282	8,867	47,238	4,159	51,397
	R01	32,849	693	2,962	3,431	39,935	9,126	0	305	9,431	49,366	3,775	53,141
推計	R02	31,764	628	1,820	3,327	37,539	9,271	0	305	9,576	47,115	3,703	50,818
	R03	31,451	622	1,803	3,294	37,170	9,597	0	315	9,912	47,082	3,431	50,513
	R04	31,065	614	1,780	3,254	36,713	9,972	0	328	10,300	47,013	3,223	50,236
	R05	30,804	609	1,765	3,227	36,405	10,366	0	341	10,707	47,112	3,023	50,135
	R06	30,352	600	1,740	3,179	35,871	10,691	0	351	11,042	46,913	2,870	49,783
	R07	29,966	592	1,717	3,139	35,414	11,030	0	362	11,392	46,806	2,662	49,468
	R08	29,566	584	1,694	3,097	34,941	11,416	0	375	11,791	46,732	2,518	49,250
	R09	29,235	578	1,676	3,062	34,551	11,821	0	388	12,209	46,760	2,381	49,141
	R10	28,732	568	1,647	3,009	33,956	12,204	0	401	12,605	46,561	2,232	48,793
	R11	28,293	559	1,622	2,964	33,438	12,603	0	414	13,017	46,455	2,090	48,545
	R12	27,893	551	1,599	2,922	32,965	12,984	0	426	13,410	46,375	2,009	48,384

2) 酒々井町

酒々井町のごみ排出量の将来推計結果（現況排出状況時）は表 7-1-4 及び表 7-1-5 に示すとおりです。

ごみ原単位については、酒々井町一般廃棄物処理基本計画の家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収それぞれの推計式に基づいて本計画の目標年次の令和 12 年度まで整理しました。

ごみの排出量は、令和 12 年度において 7,190 t となり、令和元年度の 7,847 t に対して 657 t（8%）の減少となります。

表 7-1-4 酒々井町ごみ原単位の推計（現況排出状況時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(g/人・日)				集団回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	583	24	22	28	657	196	0	43	240	76
	H28	580	23	30	28	661	198	0	57	256	70
	H29	574	22	27	28	651	212	1	44	256	61
	H30	562	21	32	26	641	214	0	34	248	56
	R01	574	23	40	25	662	233	0	87	320	52
推計	R02	561	21	32	26	640	236	0	38	274	47
	R03	558	21	32	26	637	242	0	39	281	43
	R04	556	21	32	26	634	249	0	39	288	40
	R05	553	21	32	26	631	255	0	41	296	37
	R06	551	21	31	26	629	261	0	42	303	34
	R07	549	21	31	25	626	267	0	42	309	32
	R08	546	20	31	25	623	273	0	43	316	30
	R09	544	20	31	25	621	279	0	44	323	27
	R10	543	20	31	25	619	285	0	45	330	26
	R11	540	20	31	25	616	290	0	46	336	24
	R12	538	20	31	25	614	296	0	47	343	22

（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-5 酒々井町ごみ排出量の推計（現況排出状況時）（単位：t/年）

年度	発生量												合計
	排出量											集団回収	
	家庭系ごみ					事業系ごみ				計			
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計		計	集団回収	
実績	H27	4,534	183	173	218	5,108	1,527	1	337	1,865	6,973	594	7,567
	H28	4,474	177	231	216	5,098	1,530	1	441	1,972	7,070	542	7,612
	H29	4,401	167	207	216	4,991	1,622	5	335	1,962	6,953	470	7,423
	H30	4,288	160	248	195	4,891	1,632	2	263	1,897	6,788	424	7,212
	R01	4,359	175	300	188	5,022	1,772	1	657	2,430	7,452	395	7,847
推計	R02	4,300	161	245	199	4,905	1,807	2	291	2,100	7,005	362	7,367
	R03	4,266	159	243	197	4,865	1,846	2	298	2,146	7,011	332	7,343
	R04	4,232	158	241	196	4,827	1,886	2	304	2,192	7,019	305	7,324
	R05	4,209	157	240	195	4,801	1,938	2	312	2,252	7,053	281	7,334
	R06	4,170	156	237	193	4,756	1,971	2	318	2,291	7,047	259	7,306
	R07	4,136	155	236	191	4,718	2,004	2	323	2,329	7,047	239	7,286
	R08	4,095	153	233	189	4,670	2,039	2	328	2,369	7,039	221	7,260
	R09	4,072	152	232	188	4,644	2,078	3	335	2,416	7,060	205	7,265
	R10	4,027	150	229	186	4,592	2,106	3	339	2,448	7,040	190	7,230
	R11	3,986	149	227	184	4,546	2,133	3	344	2,480	7,026	176	7,202
	R12	3,952	148	225	183	4,508	2,166	3	349	2,518	7,026	164	7,190

3) 組合（佐倉市、酒々井町合計）

佐倉市及び酒々井町で排出するごみを合計すると表 7-1-6 に示すとおりとなります。

ごみの排出量は、令和 12 年度において 55,574 t となり、令和元年度の 60,988 t に対して 5,414 t（9%）の減少となります。

表 7-1-6 組合ごみ排出量の推計（現況排出状況時）

（単位：t/年）

年度	発生量												集 団 回 収	合 計
	排出量													
	家庭系ごみ					事業系ごみ					計			
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計					
実 績	H27	37,268	943	2,202	3,825	44,238	8,803	1	673	9,477	53,715	5,863	59,578	
	H28	36,942	879	2,300	3,752	43,873	9,396	1	759	10,156	54,029	5,462	59,491	
	H29	36,683	892	2,182	3,690	43,447	9,936	5	640	10,581	54,028	4,945	58,973	
	H30	36,750	821	2,078	3,613	43,262	10,217	2	545	10,764	54,026	4,583	58,609	
	R01	37,208	868	3,262	3,619	44,957	10,898	1	962	11,861	56,818	4,170	60,988	
推 計	R02	36,064	789	2,065	3,526	42,444	11,078	2	596	11,676	54,120	4,065	58,185	
	R03	35,717	781	2,046	3,491	42,035	11,443	2	613	12,058	54,093	3,763	57,856	
	R04	35,297	772	2,021	3,450	41,540	11,858	2	632	12,492	54,032	3,528	57,560	
	R05	35,013	766	2,005	3,422	41,206	12,304	2	653	12,959	54,165	3,304	57,469	
	R06	34,522	756	1,977	3,372	40,627	12,662	2	669	13,333	53,960	3,129	57,089	
	R07	34,102	747	1,953	3,330	40,132	13,034	2	685	13,721	53,853	2,901	56,754	
	R08	33,661	737	1,927	3,286	39,611	13,455	2	703	14,160	53,771	2,739	56,510	
	R09	33,307	730	1,908	3,250	39,195	13,899	3	723	14,625	53,820	2,586	56,406	
	R10	32,759	718	1,876	3,195	38,548	14,310	3	740	15,053	53,601	2,422	56,023	
	R11	32,279	708	1,849	3,148	37,984	14,736	3	758	15,497	53,481	2,266	55,747	
	R12	31,845	699	1,824	3,105	37,473	15,150	3	775	15,928	53,401	2,173	55,574	

7.1.3 ごみ発生量の将来推計（排出抑制目標達成時）

1) 佐倉市

佐倉市一般廃棄物処理基本計画では、表 3-5-3 のとおり、排出量の目標を設定しており、目標年度（令和 11 年度）に家庭ごみ排出量原単位（資源物を除く）を 471 g/人・日、事業系ごみを 8,240 t/年としています。この目標値を基に令和 12 年度までのごみ原単位及びごみ排出量の推計値を整理すると、表 7-1-7 及び表 7-1-8 のとおりとなります。

排出抑制時の令和 12 年度の排出量は、41,641 t となり、令和元年度の 53,141 t に対して 22%、排出抑制を行わない場合の 48,384 t に対して 14%少ない値となります。

表 7-1-7 佐倉市ごみ原単位の推計（排出抑制目標達成時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(g/人・日)				集団回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	505	12	31	56	604	112	0	5	117	81
	H28	505	11	32	55	603	122	0	5	127	76
	H29	502	11	31	54	598	129	0	5	134	70
	H30	506	10	29	53	598	134	0	4	138	65
	R01	512	11	46	53	623	142	0	5	147	59
推計	R02	486	10	29	56	581	134	0	4	138	58
	R03	478	10	28	58	574	134	0	4	138	54
	R04	469	10	28	60	567	134	0	4	138	51
	R05	461	10	28	62	561	134	0	4	138	48
	R06	452	10	28	64	553	134	0	4	138	46
	R07	444	10	28	66	547	134	0	4	138	43
	R08	441	10	28	65	544	134	0	4	138	41
	R09	439	9	27	65	541	134	0	4	138	39
	R10	436	9	27	65	538	134	0	4	138	37
	R11	434	9	27	65	535	134	0	4	138	35
	R12	432	9	27	64	533	134	0	4	138	34

※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-8 佐倉市ごみ排出量の推計（排出抑制目標達成時）

（単位：t/年）

年度	発生量												集団回収	合計
	排出量											計		
	家庭系ごみ					事業系ごみ								
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計	計				
実績	H27	32,734	760	2,029	3,607	39,130	7,276	0	336	7,612	46,742	5,269	52,011	
	H28	32,468	702	2,069	3,536	38,775	7,866	0	318	8,184	46,959	4,920	51,879	
	H29	32,282	725	1,975	3,474	38,456	8,314	0	305	8,619	47,075	4,475	51,550	
	H30	32,462	661	1,830	3,418	38,371	8,585	0	282	8,867	47,238	4,159	51,397	
	R01	32,849	693	2,962	3,431	39,935	9,126	0	305	9,431	49,366	3,775	53,141	
推計	R02	31,027	628	1,820	3,601	37,076	8,530	0	280	8,810	45,886	3,703	49,589	
	R03	30,371	622	1,803	3,703	36,499	8,489	0	279	8,768	45,267	3,431	48,698	
	R04	29,636	614	1,780	3,795	35,825	8,443	0	277	8,720	44,545	3,223	47,768	
	R05	29,036	609	1,765	3,901	35,311	8,416	0	276	8,692	44,003	3,023	47,026	
	R06	28,198	600	1,740	3,981	34,519	8,335	0	274	8,609	43,128	2,870	45,998	
	R07	27,489	592	1,717	4,067	33,865	8,272	0	272	8,544	42,409	2,662	45,071	
	R08	27,081	584	1,694	4,018	33,377	8,204	0	270	8,474	41,851	2,518	44,369	
	R09	26,798	578	1,676	3,978	33,030	8,156	0	268	8,424	41,454	2,381	43,835	
	R10	26,296	568	1,647	3,914	32,425	8,058	0	265	8,323	40,748	2,232	42,980	
	R11	25,914	559	1,622	3,859	31,954	7,978	0	262	8,240	40,194	2,090	42,284	
	R12	25,521	551	1,599	3,808	31,479	7,894	0	259	8,153	39,632	2,009	41,641	

2) 酒々井町

酒々井町一般廃棄物処理基本計画では、表 3-5-4 のとおり、排出量の目標を設定しており、目標年度（令和 11 年度）に家庭ごみ排出量原単位（資源物を除く）を 556 g/人・日、事業系ごみを 1,830 t/年としています。この目標値を基に令和 12 年度までのごみ原単位及びごみ排出量の推計値を整理すると、表 7-1-9 及び表 7-1-10 のとおりとなります。

排出抑制時の令和 12 年度の排出量は、6,354 t となり、令和元年度の 7,847 t に対し 19%、排出抑制を行わない場合の 7,190 t に対して 12%少ない値となります。

表 7-1-9 酒々井町ごみ原単位の推計（排出抑制目標達成時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(t/事業所・年)				集団回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	583	24	22	28	657	196	0	43	240	76
	H28	580	23	30	28	661	198	0	57	256	70
	H29	574	22	27	28	651	212	1	44	256	61
	H30	562	21	32	26	641	214	0	34	248	56
	R01	574	23	40	25	662	233	0	87	320	52
推計	R02	552	21	32	30	635	214	0	34	248	47
	R03	544	21	32	32	629	214	0	34	248	43
	R04	537	21	32	34	623	214	0	34	248	40
	R05	530	21	32	36	617	214	0	34	248	37
	R06	523	21	31	38	613	214	0	34	248	34
	R07	516	21	31	39	607	214	0	34	248	32
	R08	513	20	31	39	604	214	0	34	248	30
	R09	511	20	31	39	602	214	0	34	248	27
	R10	510	20	31	39	600	214	0	34	248	26
	R11	507	20	31	39	597	214	0	34	248	24
	R12	505	20	31	39	595	214	0	34	248	22

※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-10 酒々井町ごみ排出量の推計（排出抑制目標達成時）

（単位：t/年）

年度	発生量											集団回収	合計
	排出量										計		
	家庭系ごみ					事業系ごみ							
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計	計			
実績	H27	4,534	183	173	218	5,108	1,527	1	337	1,865	6,973	594	7,567
	H28	4,474	177	231	216	5,098	1,530	1	441	1,972	7,070	542	7,612
	H29	4,401	167	207	216	4,991	1,622	5	335	1,962	6,953	470	7,423
	H30	4,288	160	248	195	4,891	1,632	2	263	1,897	6,788	424	7,212
	R01	4,359	175	300	188	5,022	1,772	1	657	2,430	7,452	395	7,847
推計	R02	4,228	161	245	230	4,864	1,635	2	264	1,901	6,765	362	7,127
	R03	4,158	159	243	243	4,803	1,629	2	263	1,894	6,697	332	7,029
	R04	4,088	158	241	257	4,744	1,624	2	262	1,888	6,632	305	6,937
	R05	4,029	157	240	271	4,697	1,623	2	262	1,887	6,584	281	6,865
	R06	3,956	156	237	284	4,633	1,613	2	260	1,875	6,508	259	6,767
	R07	3,887	155	236	297	4,575	1,608	2	259	1,869	6,444	239	6,683
	R08	3,848	153	233	294	4,528	1,599	2	258	1,859	6,387	221	6,608
	R09	3,825	152	232	293	4,502	1,596	2	257	1,855	6,357	205	6,562
	R10	3,782	150	229	290	4,451	1,583	2	255	1,840	6,291	190	6,481
	R11	3,742	149	227	288	4,406	1,574	2	254	1,830	6,236	176	6,412
	R12	3,710	148	225	286	4,369	1,567	2	252	1,821	6,190	164	6,354

3) 組合（佐倉市、酒々井町合計）

排出抑制時における佐倉市及び酒々井町のごみ排出量を合計すると表 7-1-11 に示すとおりとなります。排出抑制時の排出量は、令和 12 年度で 47,995 t となり、令和元年度の 60,988 t に対し 12,993 t（21%）の減少となります。排出抑制をしない場合の 55,574 t に対しては、7,579 t（14%）少ない値となります。

表 7-1-11 組合ごみ排出量の推計（排出抑制目標達成時）

（単位：t/年）

年度	発生量												合計	
	排出量											計		集団 回収
	家庭系ごみ					事業系ごみ								
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計					
実績	H27	37,268	943	2,202	3,825	44,238	8,803	1	673	9,477	53,715	5,863	59,578	
	H28	36,942	879	2,300	3,752	43,873	9,396	1	759	10,156	54,029	5,462	59,491	
	H29	36,683	892	2,182	3,690	43,447	9,936	5	640	10,581	54,028	4,945	58,973	
	H30	36,750	821	2,078	3,613	43,262	10,217	2	545	10,764	54,026	4,583	58,609	
	R01	37,208	868	3,262	3,619	44,957	10,898	1	962	11,861	56,818	4,170	60,988	
推計	R02	35,255	789	2,065	3,831	41,940	10,165	2	544	10,711	52,651	4,065	56,716	
	R03	34,529	781	2,046	3,946	41,302	10,118	2	542	10,662	51,964	3,763	55,727	
	R04	33,724	772	2,021	4,052	40,569	10,067	2	539	10,608	51,177	3,528	54,705	
	R05	33,065	766	2,005	4,172	40,008	10,039	2	538	10,579	50,587	3,304	53,891	
	R06	32,154	756	1,977	4,265	39,152	9,948	2	534	10,484	49,636	3,129	52,765	
	R07	31,376	747	1,953	4,364	38,440	9,880	2	531	10,413	48,853	2,901	51,754	
	R08	30,929	737	1,927	4,312	37,905	9,803	2	528	10,333	48,238	2,739	50,977	
	R09	30,623	730	1,908	4,271	37,532	9,752	2	525	10,279	47,811	2,586	50,397	
	R10	30,078	718	1,876	4,204	36,876	9,641	2	520	10,163	47,039	2,422	49,461	
	R11	29,656	708	1,849	4,147	36,360	9,552	2	516	10,070	46,430	2,266	48,696	
	R12	29,231	699	1,824	4,094	35,848	9,461	2	511	9,974	45,822	2,173	47,995	

7.2 ごみ処理量の見込み

7.2.1 現況排出時の処理量の見込み

ごみ排出量の推計結果よりごみ処理量は、表 7-2-1 に示すとおり見込まれ、令和 12 年度で焼却量は 49,612 t となり、令和元年度の 52,337 t に対して 5%減少となります。

表 7-2-1 ごみ処理量の見込み（現況排出状況時）

（単位：t/年）

年度	焼却量			破碎・選別				資源化量					
	可燃ごみ	可燃物	計	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	計	集団回収	直接資源化物	中間処理後再生利用量	計	リサイクル率(%)	
実績	H27	46,071	3,099	49,170	942	2,875	2,128	5,945	5,863	76	6,565	12,504	20.0%
	H28	46,338	3,230	49,568	878	3,059	2,118	6,055	5,462	76	6,215	11,753	18.8%
	H29	46,619	3,048	49,667	862	2,822	2,099	5,783	4,945	69	6,744	11,758	19.0%
	H30	46,967	2,853	49,820	820	2,623	2,035	5,478	4,583	69	6,686	11,338	18.5%
	R01	48,106	4,231	52,337	868	4,224	2,046	7,138	4,170	67	6,969	11,206	17.2%
推計	R02	47,142	2,829	49,971	791	2,661	1,990	5,442	4,065	68	6,634	10,767	18.5%
	R03	47,160	2,813	49,973	783	2,659	1,970	5,412	3,763	67	6,596	10,426	18.0%
	R04	47,155	2,792	49,947	774	2,653	1,947	5,374	3,528	66	6,562	10,156	17.6%
	R05	47,317	2,783	50,100	768	2,658	1,932	5,358	3,304	65	6,551	9,920	17.3%
	R06	47,184	2,756	49,940	758	2,646	1,904	5,308	3,129	64	6,507	9,700	17.0%
	R07	47,136	2,734	49,870	749	2,638	1,880	5,267	2,901	64	6,469	9,434	16.6%
	R08	47,116	2,711	49,827	739	2,630	1,856	5,225	2,739	63	6,441	9,243	16.4%
	R09	47,206	2,696	49,902	733	2,631	1,835	5,199	2,586	62	6,429	9,077	16.1%
	R10	47,069	2,665	49,734	721	2,616	1,806	5,143	2,422	61	6,385	8,868	15.8%
	R11	47,015	2,640	49,655	711	2,607	1,779	5,097	2,266	61	6,353	8,680	15.6%
	R12	46,995	2,617	49,612	702	2,599	1,756	5,057	2,173	60	6,333	8,566	15.4%

7.2.2 排出抑制時の処理量の見込み

排出抑制時のごみ処理量の見込みは、表 7-2-2 に示すとおりとなります。令和 12 年度で焼却量は 41,583 t となり、令和元年度 52,337 t に対して 21%の減少となります。また、現況排出時に対しては、16%少ない値となります。

表 7-2-2 ごみ処理量の見込み（排出抑制目標達成時）

（単位：t/年）

年度	焼却量			破碎・選別				資源化量					
	可燃ごみ	可燃物	計	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	計	集団回収	直接資源化物	中間処理後再生利用量	計	リサイクル率(%)	
実績	H27	46,071	3,099	49,170	942	2,875	2,128	5,945	5,863	76	6,565	12,504	20.0%
	H28	46,338	3,230	49,568	878	3,059	2,118	6,055	5,462	76	6,215	11,753	18.8%
	H29	46,619	3,048	49,667	862	2,822	2,099	5,783	4,945	69	6,744	11,758	19.0%
	H30	46,967	2,853	49,820	820	2,623	2,035	5,478	4,583	69	6,686	11,338	18.5%
	R01	48,106	4,231	52,337	868	4,224	2,046	7,138	4,170	67	6,969	11,206	17.2%
推計	R02	45,420	2,926	48,346	791	2,609	2,170	5,570	4,065	73	6,772	10,910	19.2%
	R03	44,647	2,960	47,607	783	2,588	2,239	5,610	3,763	75	6,808	10,646	19.1%
	R04	43,791	2,988	46,779	774	2,560	2,303	5,637	3,528	78	6,840	10,446	19.1%
	R05	43,104	3,027	46,131	768	2,543	2,373	5,684	3,304	79	6,894	10,277	19.1%
	R06	42,102	3,048	45,150	758	2,511	2,430	5,699	3,129	80	6,907	10,116	19.2%
	R07	41,256	3,074	44,330	749	2,484	2,490	5,723	2,901	85	6,933	9,919	19.2%
	R08	40,732	3,038	43,770	739	2,455	2,461	5,655	2,739	84	6,835	9,658	18.9%
	R09	40,375	3,011	43,386	732	2,433	2,439	5,604	2,586	82	6,763	9,431	18.7%
	R10	39,719	2,964	42,683	720	2,396	2,401	5,517	2,422	79	6,644	9,145	18.5%
	R11	39,208	2,935	42,143	710	2,365	2,369	5,444	2,266	79	6,546	8,891	18.3%
	R12	38,692	2,891	41,583	701	2,335	2,342	5,378	2,173	78	6,456	8,707	18.1%

8. ごみの処理主体

ごみの処理主体及び運営方法は、次のとおりとし必要に応じ処理主体の見直しを行う方針とします。また、容器包装廃棄物等の再資源化は、民間施設が処理主体となっています。

表 8-1-1 ごみの処理主体

区 分	処理主体	対 象 等
分別排出	佐倉市並びに 酒々井町の 住民・事業者	可燃ごみ
		不燃ごみ
		粗大ごみ
		資源物(ビン・カン・ペットボトル等)
収集・運搬	佐倉市	分別区分ごとの収集・運搬
	酒々井町	分別区分ごとの収集・運搬
中間処理	組 合	焼却施設
		粗大ごみ処理施設
		リサイクルセンター
最終処分	組 合	最終処分場

9. ごみ処理計画

9.1 排出抑制・再資源化計画

9.1.1 廃棄物の排出抑制

佐倉市及び酒々井町が取組むさまざまなごみ減量化施策に対応する体制の確立を図り、積極的にごみ排出抑制・再資源化を推進します。

9.1.2 資源化・熱エネルギーの活用

排出されたごみは、中間処理により資源回収を行うとともに、焼却に伴う熱エネルギーの活用や焼却残渣の再資源化など最大限の資源化を図るものとします。

9.1.3 最終処分量の低減

これまでも最終処分量の削減のため、粗大ごみ処理施設で破碎・分別した不燃物の焼却処理や焼却施設からの焼却残渣のエコセメント化などを行ってきていますが、最終処分場における埋立残余量を考慮し、これまで以上の削減対策を講ずるものとします。

9.2 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、佐倉市、酒々井町において直営または委託により行われており、収集・運搬計画そのものは佐倉市、酒々井町において立案されますが、本計画における組合に搬入されるごみの運搬量等は次のとおりと予測します。

9.2.1 収集・運搬量

組合に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどの収集・運搬量は、目標年度の令和12年度で佐倉市30,694t、酒々井町4,314tの合計35,008tと予測します。

また、搬入ごみの内訳は、可燃ごみが31,845tで91%占め、次いでビンが1,074tで3%を占めています。

表 9-2-1 収集・運搬量の見通し

(単位：t/年)

年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	ビン	カン	廃乾電池	廃蛍光管	計
R01	佐倉市	32,849	693	1,641	1,071	448	39	14	36,755
	酒々井町	4,359	175	41	127	57	3	1	4,763
	計	37,208	868	1,682	1,198	505	42	15	41,518
R06	佐倉市	30,352	600	964	1,033	398	38	14	33,399
	酒々井町	4,170	156	32	131	58	3	1	4,551
	計	34,522	756	996	1,164	456	41	15	37,950
R12	佐倉市	27,893	551	886	950	366	35	13	30,694
	酒々井町	3,952	148	31	124	55	3	1	4,314
	計	31,845	699	917	1,074	421	38	14	35,008

※1 令和6年度及び令和12年度の収集・運搬量は、令和元年度の排出量中の直接搬入量を除いた収集量の割合を用いて算出

9.3 中間処理計画

9.3.1 中間処理に関する目標

1) 再資源化、減量化

組合に搬入されるごみのうち、可燃性のものは、焼却することにより発生する熱エネルギーを有効利用します。

不燃性のもの（粗大ごみや不燃ごみ、ビン、カンなど）については、資源として有効利用可能なものは最大限再生や資源回収を行います。

さらに、これらの中間処理を行うことにより、最終的な埋立処分量の低減を図ります。

2) 環境保全

中間処理のための施設は、公害防止対策が万全なものとし、周辺環境の保全を図ります。

3) 地域振興

中間処理施設で処理過程から得られる熱エネルギー等を積極的に回収し、それら

を活用することにより、住民の健康増進と地域振興に寄与する中核的な施設とします。

9.3.2 中間処理の方法

1) 可燃物処理方式

既設の処理方式は、流動床式焼却炉を採用しており、平成 28 年度から平成 31 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施しました。基幹的設備改良工事实施後 15 年間稼働を続ける予定です。焼却灰についても資源化が図られています。したがって、処理の確実性、経済性及び最終処分量の削減効果等を考慮し、可燃物の処理方式は焼却方式を想定するものとします。

9.3.3 中間処理対象量

1) 焼却施設

焼却施設で処理の対象とするものは、可燃ごみと粗大ごみ及び不燃ごみ中の可燃物とします。

計画目標年度である令和 12 年度における焼却量は、表 9-3-1 に示すとおり 41,583 t となります。なお、粗大ごみ処理施設において発生する可燃物は、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源物に含まれる可燃物を破碎・選別したものです。また、焼却残渣量は、令和 12 年度で 4,110 t となります。

表 9-3-1 焼却量及び焼却残渣量

年度	焼却量(t/年)			焼却残渣量(t/年)			
	可燃ごみ	可燃物	計	焼却灰	不燃物	固化灰	計
R01	48,106	4,231	52,337	2,824	1,797	539	5,160
R06	42,102	3,048	45,150	2,443	1,554	466	4,463
R12	38,692	2,891	41,583	2,250	1,431	429	4,110

※1 焼却灰量、不燃物量、固化灰量は、R01 年度実績より焼却量の 5.4%、3.4%、1.0%としました。

2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設で処理の対象とするのは、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物とします。

計画目標年度である令和 12 年度における年間処理量は、表 9-3-2 に示すとおり 4,729 t となります。処理残渣の内訳は、焼却の対象となる可燃物が 59.3%、不燃物が 1.8%、資源物が 38.9%となります。

表 9-3-2 粗大ごみ処理施設の処理量及び処理残渣量

年度	処理量 (t/年)				処理残渣量 (t/年)			
	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	計	可燃物	不燃物	資源物	計
R01	868	4,224	2,046	7,138	4,231	127	2,780	7,138
R06	758	2,511	1,769	5,038	2,986	90	1,962	5,038
R12	701	2,335	1,693	4,729	2,803	84	1,842	4,729

※1 可燃物、不燃物、資源物は、R01 年度実績より処理量の 59.3%、1.8%、38.9%としました。

9.4 最終処分計画

9.4.1 最終処分に関する目標

最終処分場の延命化と周辺環境の保全を図ることを目標とします。

1) 延命化

焼却灰の再資源化や粗大ごみ処理施設からの不燃物の焼却処理などによる埋立対象物の削減に加え、不燃ごみを選別処理することにより有価物を回収し、可燃物は焼却することにより、埋立対象物を削減し、最終処分場の延命化を図るものとします。

2) 二次公害の防止

埋立物の飛散や埋立物による二次公害を発生させないよう施設の維持に努め、埋立物の安定化を図るものとします。

9.4.2 最終処分の方法

埋立物の飛散防止や埋立地盤の安定等を考慮し、現在と同様にサンドイッチ方式とセル方式を併用した最終処分を行うものとします。

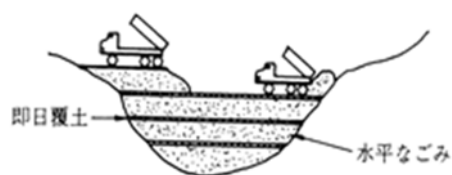


図 9-4-1 サンドイッチ方式

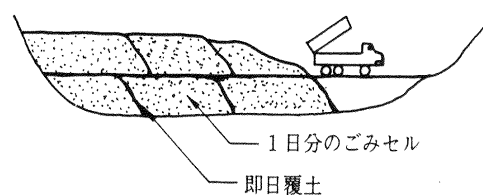


図 9-4-2 セル方式

9.4.3 最終処分量

埋立対象物を粗大不適埋立物（不燃ごみを含む）とすると、年間埋立量は $1,276\text{m}^3$ 程度と想定され、令和 2 年度から令和 12 年度までの 11 年間では、 $14,036\text{m}^3$ となります。令和 12 年度の最終処分場の残余容量は $66,415\text{m}^3$ となり、中間覆土 ($13,675\text{m}^3$) 及び最終覆土 ($27,350\text{m}^3$) を差し引いた有効残余容量は $25,390\text{m}^3$ となります。

表 9-4-1 最終処分量及び累積最終処分容量

(単位：m³)

年度	埋立量	埋立量累計	残余量	覆土を除く残余量	備考
R01	1,452	288,549	80,451	39,426	実績
R02	1,276	289,825	79,175	38,150	
R03	1,276	291,101	77,899	36,874	
R04	1,276	292,377	76,623	35,598	
R05	1,276	293,653	75,347	34,322	
R06	1,276	294,929	74,071	33,046	
R07	1,276	296,205	72,795	31,770	
R08	1,276	297,481	71,519	30,494	
R09	1,276	298,757	70,243	29,218	
R10	1,276	300,033	68,967	27,942	
R11	1,276	301,309	67,691	26,666	
R12	1,276	302,585	66,415	25,390	

※1 R02年度以降の埋立量は、過去5年間の平均値1,276m³と想定します。

※2 計画埋立量は1期118,000m³、2期251,000m³で合計369,000m³

※3 中間覆土量は覆土高50cmで1期1,621m³、2期12,054m³で合計13,675m³

※4 最終覆土量は覆土高1mで1期3,242m³、2期24,108m³で合計27,350m³

最終処分場への埋立てについては、焼却灰の再資源化や不燃残渣の処分等を外部委託し、できるだけ埋立量の減量化を図っており、今後も現状の埋立処分量で推移した場合、令和12年度においても、なお十分な残余容量を確保できる想定となります。しかし、災害等の突発的な状況の変化により、外部委託がすべて停止し、焼却灰・不燃残渣の全量を埋立てる状況が続いた場合には、毎年約5,600～6,300m³の埋立量が発生すると算定されます。この状態が続いた場合、埋立終了までの期間は、令和元年度の残余容量を基にした計算によると6年間程度に短縮されることが想定されます。